

資 料

2015年度・福岡大学法科大学院・国際シンポジウム

アジアにおける同性婚に対する法的対応 — 家族・婚姻の視点から —

小 川 富 之* 監修

第1部

「問題提起・同性愛者に対する法的対応の歴史的経緯・アジア諸国と地域における同性愛者に対する法的対応の歴史と現状」

- 1 「問題提起」小川富之（福岡大学・法科大学院教授）
- 2 「同性愛者に対する法的対応の歴史的経緯」小川富之（福岡大学・法科大学院教授）
- 3 「アジア諸国と地域における同性愛者に対する法的対応の歴史と現状」
 - (1) 「インド」伊藤弘子（名古屋大学特任准教授）
 - (2) 「タイ」ウチャリン・パットチェックワインユウーサクン（タイ第6管区控訴裁判所長官）
 - (3) 「ベトナム」ヴ・コン・ザオ（ベトナム国家大学ハノイ校准教授）
 - (4) 「ラオス」大川謙蔵（摂南大学専任講師）
 - (5) 「中国」楊蓉（昆明理工大学准教授）

*福岡大学法科大学院教授

第1部

- 1 問題提起
- 2 同性愛者に対する法的対応の歴史的経緯
- 3 アジア諸国と地域における同性愛者に対する法的対応の歴史と現状

1 問題提起

小川 富之*

近年、同性愛や同性婚についての関心が高まり、様々な領域でこれに関連する報道に接するようになってきている¹。学会や研究会等でも「同性愛」や「同性婚」が頻繁にテーマとして取り上げられるようになってきた²。同性婚に関しては、アメリカやヨーロッパの動向に注目が集まっており、日本でも同

*福岡大学・法科大学院教授

¹ 注目を集めた報道としては、例えば次のようなものがある。

行政の対応として、東京都渋谷区では条例で同性カップルを結婚に相当する関係と認め、「パートナーとして」証明書を発行し、不動産業者や病院等に対して、証明書を持つ同性婚カップルを婚姻した夫婦と同等に扱うよう求めるとともに、区営住宅にも入居できるようにする条例を2015年3月31日に区議会本会議で可決・成立させた。この条例の施行に伴い「男女平等・多様性社会推進会議」が設置され、区民や事業者にも条例の内容を説明し、協力を求めていくことになる（朝日新聞朝刊2015年4月1日）。

民間の対応として、日本を代表する企業の一つであるパナソニックでは、同性のパートナーも婚姻と同じような扱いにする方針を明らかにし、全世界の約25万人の従業員を対象にした行動基準に「性的な思考で差別しないこと」という内容を明示するとともに、就業規則の「配偶者」の定義の見直しをすることを公表した（朝日新聞朝刊2016年2月19日）。

² ジェンダー法学会では2012年開催の第10回学術大会で「セクシャリティとジェンダー」というテーマのシンポジウムで、早い時期から同性婚の問題を取り上げ、またや民主主義科学者連盟法律部会等でもこのテーマを取り上げて、検討されている。

姓婚の容認に向けた方向での議論が進んでいるような印象を受ける。

周知のとおり、日本では婚姻は戸籍法に基づく届出により成立し、法律上の効力が生じると規定され³、法律婚として届出婚主義が採用されている。これに対して、欧米先進工業諸国の多くの国では、婚姻は儀式を挙行することによって成立する儀式婚主義が採用されている。このように婚姻に対する考え方に大きな違いがあり、欧米の動向が、そのまま日本に当てはまるかどうかについては、慎重に検討する必要があると思われる。そこで、日本の家族の問題に重要なかわりのある儒教的な考え方を共有し、戸籍制度の経験を有する韓国や台湾で同姓婚の問題についてどのような議論がなされているのかについて検討するため、福岡大学法科大学院で国際シンポジウムを開催した⁴。

国際シンポジウムの開催に際して、アジアの国や地域の同性婚に関する情報を踏まえた検討が効果的であると思われるので、それぞれの国や地域の専門家に協力を依頼して情報を収集し、集まった内容を配布資料としてまとめ参加者に提供した。また、イスラム圏の同性婚の動向については、日本での情報がほぼ皆無に近いことから、この領域の国の一つであるウズベキスタンの同性婚についても検討対象に加えた。このシンポジウムの成果として、アジア諸国や地域の資料を整理し、報告内容をまとめ、討論の際の指定コメントも含めて公表することで、日本における同性婚の問題を検討する際の参考としたい。

³ 民法739条（婚姻の届出）。

⁴ この国際シンポジウムは「福岡大学法科大学院国際学術研究・教育事業（定例）」として、2016年3月7日（月曜日）に、福岡大学法科大学院棟502講義室を会場に開催された。シンポジウムには韓国、台湾およびウズベキスタンからの報告者を含めて、研究者、法律実務家を中心に49名が参加し活発な議論が交わされた。

2 同性愛者に対する法的対応の歴史的経緯

小川 富之*

同性愛者の「結婚¹」を認める国や地域が増えてきているといわれる。かつて、同性愛は精神的疾患・倒錯とみなされ、国によっては刑罰の対象とされ警察によって取り締まられていた時代もある²。第2次世界大戦中に、ドイツでは何十万人もの同性愛者がナチスによって強制収容所に送られ、そこで処刑された。このような同性愛者の権利については、国連の人権条約の枠から漏れていたために、その賠償請求すら認められていない。

1973年にアメリカ精神医学会が精神障害から同性愛を除外し、1993年になってようやく世界保健機関（WHO）が、国際疾病分類から同性愛を除外した。これらにより、現在では同性愛は異性愛と同様に、性的嗜好の一つとして考えられるようになってきた。しかし、婚姻は男女の間で成立すると考えられ、婚姻法上の規定も二人の異性関係の存在が要件とされてきた³。裁

*福岡大学・法科大学院教授

¹ 法律用語としては「結婚」と「婚姻」は使い分けられており、法律婚としては「婚姻」が使用される。例えば憲法24条や民法第4編「親族」第2章「婚姻」（第731条～771条）は法律婚を対象としており「婚姻」という文言が使われている。これに対して「結婚」は一般的・国語表現的には「婚姻」を含む用語として使われる。法律用語として「結婚」という文言が使われる場合には、法律婚というよりもむしろ「事実婚」を対象としているようである。法律用語で「結婚」という文言が使われる数少ない例として、刑法225条（営利目的等略取及び誘拐）で、「・・・結婚・・・の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は・・・」と結婚目的での略取・誘拐罪について規定しているが、この場合は戸籍法に基づく婚姻の届出をしない場合でも構成要件を満たすことを想定しており、「事実婚」も対象としている。

² 日本でも1872年に、肛門性交をした者を処罰する「鶏姦罪」が規定された。この規定は実際には適用された例はないとされる。この「鶏姦罪」は、1880年制定の旧刑法には盛り込まれることなく、日本では処罰対象としては消滅し、その後現在に至るまで同性愛を取り締まる規定は存在しない。日本の現状としては、法的には同性愛者は「無視」された状況にある。

判でも、「婚姻は生物学的な意味での男女間において成立する。」とされてきたようである。

1989年にデンマークで所謂「同性婚法」が制定され、北ヨーロッパ諸国へと拡大し、欧米に波及していった。同性愛者の「結婚」が法律的に認められるようになったと一般には受け取られている。確かに、「婚姻」に準じた権利を認め、法的保護をはかるものではあるが、法律婚として正式に認められたわけではない点には注意を要する。家族形態の一つとして、男女のカップルとは別に同性間のカップルの存在を認めたもので、正確には「登録パートナーシップ」と称される。

今のところ、同性愛者は、様々な場面で男女の法律婚のカップルとは異なる扱いを受け、家族を形成する権利という点から見ても、養子縁組と生殖補助医療について大きな制約を受けている。異性愛のカップルが子を持ちたいと希望する場合には、養子縁組が認められるし、不妊のカップルの場合には代理出産も含めた生殖補助医療を受けることを認める国や地域が多い。同性愛者のカップルが子をもち家族を形成する権利が、幸福追求権として基本的人権として認められるのであれば、同性であるからといってこれを全面的に否定する合理的理由は見出しがたいように思われる。子どもの人権との調整をはかりつつ、同性愛者の人権として検討する必要がある。国際家族年を契機として創設された「国際会議『家族法と子どもの人権』」では、1993年の第1回大会でこの問題を主要なテーマの一つとして取り上げ、その後も継続して検討してきた⁴。日本では、これまでこのような問題が公の議論の俎上に上がってこなかったが、近年になって社会的にも、政治的にも大きな関

³ 日本国憲法24条1項では、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と規定されており、男と女という両性を前提としている。ただ、何を基準に男と女を区別するかについての定義は無い。現状としては戸籍の性別欄の記載をもとに法律的扱いを受けることになる。

心を集めるようになってきたようである⁵。国会でも、同性愛者の問題についての議論の準備が進んでいるようである。東京都のいくつかの区では、一定の要件を備えた同性愛者のカップルを法律上の婚姻カップルと同様に扱うような制度を創設し、このような動きは他の自治体にも広がりを見せている。このことによって、直接に法的な効果が生じるわけではないが、社会に対する事実上の影響は大きいと思われる。法律的には、同性愛者は今のところ直接の迫害を受けているわけではない。しかしながら、日本の民法で規定する「婚姻」制度からは除外されており、法律的に正式な関係として扱われることはない。婚姻の届出を欠くが夫婦と同様な生活をしている場合には「内縁」として、婚姻に準じた扱いを受けることが判例として認められている。ただ、同性愛者がこのような「内縁」としての保護を受けることができるかどうかは今のところまだ明確にはなっていない。

同棲愛者の権利をどのように考えるのか、この問題は、政治的、社会的な問題でもあるが、それを含めて、どのような法的対応をするかについて検討する必要がある。

⁴ 「国際会議『家族法と子どもの人権』」は、4年に一度の開催でこれまでも重要な家族問題を取り上げ検討し、必要な提言を行ってきた。この会議に関しては、拙稿「第1回世界会議家族法と子どもの人権に出席して」(月刊家族91号4頁)、「第2回世界会議家族法と子どもの人権」(法の支配108号119頁)、「国際家族年と家族法国際会議」(法の支配165号141頁)、「世界会議家族法と子どもの人権(その1)」(戸籍時報700号12頁)等を参照のこと。

⁵ この契機として、2015年7月7日に、同性愛者ら445名が、同性婚の実現を求めて、日本弁護士連合会に対して人権救済の申し立てを行ったことが挙げられる。内容としては、内閣総理大臣や法務大臣に対して、同性婚法案を国家に提出するよう勧告することや、衆議院議長や参議院議長に対して同性婚法を制定するように勧告することが求められている。

3 アジア諸国と地域における同性愛者に対する法的対応の歴史と現状

(1) インドにおける同性婚に対する法的対応

伊藤 弘子*

1. はじめに

インド亜大陸では、紀元前2600年頃からインダス文明が¹、紀元前1000年頃からガンジス文明が栄え、バラモン教、ヒンドゥー教、仏教およびジャイナ教等の宗教が興った。現在でもインドで最大の宗教コミュニティであるヒンドゥー教¹では、「マヌ法典（紀元後2世紀頃までに成立）」をはじめとする法典が伝えられ、その解釈学も発展した。これらの古代法には、家族や婚姻に関する規範も多く、家長をはじめとする年長者の意に添う相手と婚姻し子をもうけ、家産を次世代に継ぐことは義務とされていたから、一般に恋愛結婚は推奨されてこなかった。ただし、同性間の恋愛および婚姻については古代法で明示的には禁じられておらず、神話中にある、いわゆるトランス・ジェンダーに関する記載からすると、むしろ同性間の性的関係を含む多様な性および性的指向を認めているとされる²。同性間の性的関係に対する禁忌は、むしろ外来の宗教（キリスト教およびイスラーム教）と植民地時代に移植さ

*名古屋大学特任准教授

¹ 公表されているものの中で直前の国民統計によると、国民の人口10億2,861万人に対してヒンドゥー教徒8億2,758万人(80.5%)、ムスリム1億3,819万人(13.4%)、キリスト教徒2,408万人(2.3%)、シク教徒1,925万人(1.9%)、仏教徒796万人(0.8%)、ジャイナ教徒423万(0.4%)人、その他634万人(0.6%)および無回答72万人(0.1%)となっている。Religion, Census of India 2001, Table 21: Distribution of Population by Religion. http://censusindia.gov.in/Census_And_You/religion.aspx. (checked on August 4, 2016)

れたイングランド刑法の影響、さらに近時では、新たにヒンドゥー教右派の政治的なキャンペーンにより高められてきたといわれる³。インドにおける動向は未だ流動的ではあるが⁴、近年の判決とその背景を概観し、欧米および他のアジア諸国との異同を確認しておきたい。

2. 同性間の性的関係に対する法的規制

10世紀以降に北インドにイスラーム王朝が進出し、イスラーム教が広まるとともに、イスラーム諸王朝とヒンドゥー諸王朝が対峙した。これらの諸国には、ヒンドゥー教徒、ムスリムおよびその他宗教の信徒が混在していたので、宗教や家族(相続)等に関しては法統一が進まず、各人が所属するコミュニティの法の適用が認められていた。さらに、15世紀以降、ポルトガル、イギリス、オランダおよびフランスの来訪にともない、キリスト教の布教と東インド会社の設置により、キリスト教の影響がインド亜大陸に広まった。イギリスは段階的に植民地支配を進め、1858年にイスラーム王朝であったムガ

² Ruth Vanita, "Wedding of Two Soul": Same-Sex Marriage and Hindu Traditions", *Journal of Feminist Studies in Religion*, Vol.20, No.2 Indiana University Press, pp.122-123. checked on Oct 10, 2015. また、本稿の直接の対象ではないが、インドには、ヒジュラ (hijra) と呼ばれる一種のトランス・ジェンダーがいて、インド神話では神の祝福を受けた者として認められ、祭事には欠かせない存在である。しかしながらトランス・ジェンダーの性的関係が通常ソドミー(肛門性交等)をとまなうものであるから、植民地時代には潜在的な犯罪者集団としての指定を受け、刑法第377条の処罰対象とされてきた。近年の傾向として、トランス・ジェンダーを第三の性として認め、選挙人名簿の登録および出生登録についても男性でも女性でもなくトランス・ジェンダーとして登録が可能であるべきとされる。例えば、Writ Petition (Civil) No.400 of 2012および Writ Petition (Civil) No.604 of 2013. <http://supremecourtindia.nic.in/outtoday/wc40012.pdf>. (Accessed on April 15, 2016) は、出生時に第三の性であるトランス・ジェンダーとして出生登録し法律上および憲法上の保護を請求した事件である。トランス・ジェンダーが被ってきた権利侵害を認め、裁判所は請求を認容した。

³ ヒンドゥー教右派の主張は、同性間の性的関係のみに対するものではなく、婚姻外の際、性的関係一般の否定である。Ruth Vanita, 'Same-sex Weddings, Hindu traditions and modern India', *Feminist Review*, No.91, south Asian feminisms : negotiating new terrains (2009), pp.50. <http://www.jstor.org/stable/40663979>. (checked on Oct 10, 2015)

ル帝国が倒れイギリス領インド帝国が成立し、イングランド法が本格的に移植されるようになった。植民地時代には、家族や婚姻に関する法は、イングランド法を移植しつつ、ヒンドゥー教徒法やムスリム法等の宗教法および慣習法の効力を認めていた。ただし、宗教法および慣習法からなる固有法には、イギリス法理に基づき非近代的とされる部分につき廃止や改正が行われ、必要に応じてイングランド型の成文法も制定された。

1947年に、イギリス領インド帝国は、政教分離の世俗主義を掲げるインドとイスラーム国であるパキスタンに分離し独立した。立憲君主制の連邦として独立したインドは、1950年に共和制に移行し、国民の平等とともに思想・表現・信仰等の自由を保障することになる。ここから、個人の家族関係に関わる宗教法は引き続き効力を認められ、イングランド型移植法を基礎とする一般法と、宗教法や慣習法からなる固有法（パーソナル・ロー）が家族関係について併存する多元性が見られる。同性間の性的な関係に関する明文の規定は、「自然の摂理に反する罪（unnatural offences）を規定する刑法（Indian Penal Code, (45 of 1860)）第377条と婚姻法の離婚原因に関する規定である。刑法第377条は、自ら進んで自然の摂理に反する性的行為であるソドミー（肛門性交等）をした者は、その相手が男性、女性もしくは動物のいかなるものであっても、終身刑もしくは10年以下の禁固刑に処し、または科料と併科する、と規定している。婚姻法では、一般法である特別婚姻法（Special Marriage Act, 1954）の第27条（1A）項およびヒンドゥー教徒婚姻法（Hindu Marriage Act, 1955）第13条（2）項（ii）号で、夫が婚姻挙行後に強姦またはソドミーの罪で有罪とされた場合を、妻による離婚請求原因の1つとして規定していた。かつては、特別婚姻法およびヒンドゥー教徒婚姻法のいずれも、配偶者による自然の摂理に反する行為を原因とする離婚請求に関して、強姦、ソドミーおよび獣姦の3種をあげていたが、1976年の改正でヒンドゥー教徒婚姻法で

は獣姦が削除された。インド法の特徴の1つとして挙げられるのは、夫の自然の摂理に反した罪で有罪となる場合のみを離婚請求原因と明文で規定し、女性がソドミーの罪を犯した場合には、女性による行為も刑法第377条の処罰対象であるに関わらず、夫にとっての離婚請求原因とは認められないという点である。なお、イスラーム法では、婚姻外の性的関係であるズィナー(zina、一般的には「姦通」と訳される)が禁じられている。同性間の性的関係もズィナーの対象とされ、鞭打ち刑が課される⁴。インドではイスラーム刑法は廃止されているため、ムスリムの婚姻外の性的関係に対しては一般法である刑法が適用される。しかしながら、イスラーム教の影響から、ムスリムの間では同性間の性的関係やソドミーに対する禁忌感が非常に強いようである。

3. 現行法改正に向けての動向

欧米諸国ではソドミー法を廃止し、LGBT等の権利保護への法的取組を進めてきた⁵。このような動向を受けて、インドでも、刑法第377条の廃止や改正が求められてきた。当事者や人権保護活動家を中心となって、刑法第377条の廃止を求める運動が高まった結果、2009年に、NGOである Naz Founda-

⁴ イスラーム刑法では、合法的な婚姻をしている成人ムスリム間の性的関係以外をズィナー(姦通)と呼ぶ。ズィナーは、クルアーン(主たる法源である啓典)およびハディース(第二の法源である預言者ムハンマドが示した神の言葉)に言及されるハッド刑(固定刑)の1つであり、イスラーム刑法上、ハッド刑の量刑を変更することはできないとされる。ズィナーの罪に対するハッド刑は、男女を問わず既婚者と未婚者により分かれており、既婚ムスリム(離別・死別を含む)の場合には石打ちの刑が、未婚ムスリムの場合には100回の鞭打ちと1年間の追放刑を課すと定められている。

⁵ イギリスでは、16世紀の男色禁止法(Buggery Act 1533)で男性間の性的関係が死罪とされ、19世紀には禁固刑に緩和されたものの、引き続き犯罪とされていた。1950年代半ばに同性愛的性的志向は疾病ではないとの認識が確立しはじめ、1967年には性的犯罪に関する法(Sexual Offence Act 1967)で、成人(当時は21歳以上)間の合意に基づく男性間の性的関係に対する差別撤廃を定めた。現在のイギリスでは、シビル・パートナーシップの形成が認められ(Civil Partnership Act 2004)、同性婚が制度化されている(Marriage (same Sex Couples) Act 2013)。

tion の起こした公益訴訟⁶で、デリー直轄領高等裁判所（Delhi High Court）は、成人の同性間の合意に基づく性的関係を犯罪として規定する刑法第377条が、インド憲法により保障される基本的人権を侵害するとの判断をするに至った。すなわち、成人の同性間の合意に基づく性的関係は私的な関係であり、性的志向に基づき当事者のアイデンティティの根幹を否定し、尊厳を否定し、刑罰を課すものであり、インド憲法第21条（生存権と自由権保障）の規定で保障する尊厳をもって生存する権利とプライバシーの保護を受ける権利に反することになると判断した⁷。未成年および同意のない同性間の性的関係は、ひきつづき刑法第377条の対象とされたものの、同性の成人間の性的関係を処罰対象から外すという判断は、インドにおける LGBT の権利保障に向けての大きな前進であるとして、内外で大きく報道され注目を集めた⁸。

これに対して、引き続き保守勢力からの反発は強く⁹、結局、刑法第377条を維持するか否かについては、連邦最高裁判所の判断まで持ち越されることになった。

インドは、これまでに医療ツーリズムでも知られるようになってきた。一般的にはインドは発展途上国であるとの認識がなされてきたが、1980年代の経済自由化政策実施と、1990年代の経済体制改革および対外開放路線により、インドは大きな経済成長を遂げている。中流階級が急増し巨大な市場となると同時に、海外留学から帰国した優秀なインド人やインドで育った優秀な若

⁶ Naz Foundation v. Govt. of NCT of Delhi, 2 July, 2009, WP© No.7455/2001, http://lobis.nic.in/d_dir/dhc/APS/judgement/02-07-2009/APS_02072009_CW_74552001.pdf. (checked on April. 16, 2016). インドの公益訴訟は、インド憲法第32条で規定されており、個人が最高裁判所に請求することができる司法救済手段となっている。個人や公益の侵害が生じていると信じる個人および団体が最高裁判所に請求することができる。司法救済手段として最も活用され、このような公的訴訟を積極的に行うことにより司法積極主義（judicial activism）が進展している。

⁷ Naz Foundation v. Govt. of NCT of Delhi, p.39, line 2-10.

者たちが国内の経済成長を盛り立てている。帰国留学生が医療従事する最新鋭の病院施設では、先進国と同等レベルの医療を比較的安価に提供していることから、インド国内の中流富裕層だけでなく海外からも医療を受けに来る人が増えている。臓器移植や透析とならんで、生殖補助医療は人気があり、かつ生殖補助医療に関する規制法がこれまでインドには存在していなかったため、欧米先進工業諸国等では認められなかった独身者や同性カップルによる代理懐胎依頼も認容されてきた。2008年には、日本人夫婦がインドで依頼した代理懐胎契約から出生した子（マンジちゃん）が、日本に「帰国」できなくなったことから、日本においても国際的な代理懐胎が可能な場所としてインドが知られるようになった¹⁰。

⁸ 比較的早期に判決と背景を紹介した論文として、インド系の研究者である Madhav Khosla と Geetanjali Misra によるものがあり、いずれも判決に対して非常に肯定的である。Madhav Khosla, 'Inclusive Constitutional Comparison: Reflections on India's Sodomy Decision', *The American Journal of Comparative Law*, Vol.59, No.4 (FALL 2011), <http://www.jstor.org/stable/23045692>, Geetanjali Misra, 'Decriminalising homosexuality in India', *Reproductive Health Matters*, Vol.17, No.34, *Criminalisation* (November 2009), pp.20-28. <http://www.jstor.org/stable/40647442>. (checked on April.16, 2016)

その他、インド内外の報道としては、例えばインドの有力新聞 *The Hindu* の 7 月 3 日記事 <http://www.thehindu.com/todays-paper/delhi-high-court-strikes-down-section-377-of-ipc/article219269.ece> (checked on April.16, 2016)、同、*Times of India* 紙、<http://timesofindia.indiatimes.com/india/Supreme-Court-makes-homosexuality-a-crime-again/articleshow/27230690.cms> (checked on April. 16, 2016)、イギリスの *Guardian* 紙 <http://timesofindia.indiatimes.com/india/Supreme-Court-makes-homosexuality-a-crime-again/articleshow/27230690.cms> (checked on April. 16, 2016) などがある。研究論文およびメディアの報道のいずれも判決を支持し、肯定的な内容の報道が多い。

⁹ ヒンドゥー教原理主義者によるキャンペーンもさることながら、学術論文の中にもインドの伝統を壊す等、嫌悪感を明示するような反対論もある。例えば、Balaji Ravichandran, 'India: No Homosexuals Here', *British Medical Journal*, Vol.331, No.7507 (Jul. 2, 2005), p.57. <http://www.jstor.org/stable/25460096>. (checked on April 15, 2016)

¹⁰ 拙稿「インドにおける代理出産の現状と出生子の法的取扱い」戸籍時報第631号、2008、24頁-33頁および同「インドにおける生殖補助医療規制をめぐる近年の動向(1)」戸籍時報第680号、2012年、16-28頁、「同(2)」戸籍時報第681号、12-28頁、「同(3)」戸籍時報第683頁、12-19頁、「同(4完)」戸籍時報第686号、14-23頁。

インド政府は、生殖補助医療法の立法に慎重で、かつ同性婚・同性カップル、外国人または単独での代理懐胎契約の可否について明確な方向性を示してこなかった。しかし、前述の「マンジちゃん事件」を契機として、代理懐胎を目的とする入国に制限を課す方針を打ち出し、2012年以降は生殖補助医療を目的とする外国人の入国に対して医療ビザの取得を要求することとなり、夫婦単位での受診・治療と、親の本国法で代理出生子と依頼者の親子関係が認められることを要件とするようになった¹¹。同時に、インドにあるクリニックに対して、同性カップルからの依頼には応じないよう通達が出され、現在は原則として夫婦単位での代理懐胎契約しか締結しないような指導がなされている¹²。このような流れから、政府は同性婚認容には否定的であると思われる。

2013年12月12日、最高裁判所は、2009年デリー直轄領高等裁判所判決に関して複数の保守派が行った上訴¹³につき判断を示した。そして、2009年判決を覆し、立法審議会からの報告書をもとに刑法第377条の改正が審議中であるが、国会での法改正手続を待たずに、合意のない者同士のソドミー行為お

¹¹ 在日本インド大使館 HP http://www.indembassy-tokyo.gov.in/jp/Visa_Surrogacy_jp.html (2016年4月15日最終確認)。

¹² この時点では、未だ最高裁の判断の方向性が明らかではなかったため、同性カップルの権利保障が限定的になるのではないかと危惧感をおぼえる者も多かった。イギリスのメディアでも、インドの動向は大きく取り上げられている。例えば、テレグラフ紙で、<http://www.jstor.org/stable/23045692> (checked on April 15, 2016)。

¹³ Suresh Kumar Kaushal v. Naz Foundation, Civil Appeal No.10977 of 2013 (Arising out of SLP (c) No.15436 of 2009). <http://judis.nic.in/supremecourt/imgs1.aspx?filename=41070>. (Accessed on April 15, 2016)。なお、原告の1人である Suresh Kumar Kaushal は、占星術師であり、2009年のデリー直轄領高等裁判所の判断は、本来は最高裁判所で一種の憲法改正に該当する問題として議論すべきである等の理由から最高裁判所に判断を求めたのだとインタビューで答えている。The Hindu 紙 <http://www.thehindu.com/features/metroplus/society/it-is-like-reversing-the-motion-of-the-earth/article5483306.ece> (checked on April 15, 2016)。

よび未成年者に対するソドミー行為のみを第377条の対象とするとの解釈をすることはできないとの判断を示した。この反響は非常に大きく、最高裁判所が違憲性の判断を怠った等の批判がなされている¹⁴。

このような判断がなされた背景として、インド社会の中で、一定の保守派層の声が高まっていることがあるように思われる。2014年のインド選挙では、インド人民党が最大与党として安定した地位を確立するに至った。近年のインドでは、いずれの政党も両院の議席の多数を単独で獲得することができず、連立政権が樹立される状態であった。これに対して、この選挙ではインド人民党が大量の票を得て政権を獲得し、従来の多数派であった国民会議派への国民の不信の高さが示された。経済自由化を進めた国民会議派の政策が貧富の差を拡大し、自由化の恩恵を受け欧米的な生活をする富裕層への反発を生んでいる。ヒन्दゥー原理主義団体を母体とするインド人民党の政策が、保守傾斜することは必至となった。

4. おわりに

最高裁判所の判断と前後して、旧藩王家の直系でいわゆるインドのセレブリティの一員である Prince Manvendra Singh が⁵、インタビューで自分が同性愛者であるため婚姻がうまく行かなかったとカミング・アウトをした結果、両親との関係が悪化したうえ、母が新聞紙上で王子との絶縁を公告するに至ったという事件が国内外で大きく報道された¹⁵。最高裁判所の判決と併せ

¹⁴ 憲法の庇護者としての役割を放棄し立法部に安易に判断を委ねた、または裁判官の定年に間に合わせるために無理矢理下した判決である等の厳しい批判がなされている。Sujitha Subramanian, "The Indian Supreme Court Ruling in Koushal v. Naz: Judicial Deference OR Judicial Abdication?", *The George Washington International Law Review*, Vol.47, pp.711-761. 全体として批判的に述べられた論文であるが、例えば pp. 754, 756. <http://docs.law.gwu.edu/stdg/gwilir/PDFs/47-4/3%20subramanian.pdf>. (checked on April 15, 2016), メディアでは、例えば、Outlook 紙 <http://www.outlookindia.com/website/story/the-unbearable-wrongness-of-koushal-vs-naz/288823> (checked on April 15, 2016).などを参照のこと。

て報道され、性的多様性への寛容を求める風潮は高まり、刑法第377条の改正を早期にすべきとの議論が強くなっている。総選挙から時を経て2016年2月2日には、Naz Foundation の請求に基づき、同条の違憲性に関する聴聞が開始されたが、これに対して下院（Lok Sabha）では、再三に渡って刑法第377条改正草案（Indian Penal Code（Amendment）Bill, 2016）を否決している。同法案は、成人の合意に基づく同性間の性的関係を第377条の適用外とすることを目的とするものであるが、いずれも初期段階において、下院の保守派勢力を反映して大差で草案採択が否決されている¹⁶。同性間の性的関係の認否が、公益訴訟により連邦最高裁判所で個人や人権団体により直接的に争われることも、宗教色の強い政治団体による草案の採択に関する影響がでることも、インドの特徴ということができらるだろう。

¹⁵ アメリカのトーク・ショー、Oprah Winfrey Network に王子が出演して以来、さまざまなメディアに取り上げられてきた。例えば、2015年5月11日付の Huffington Post がその1つである。http://www.huffingtonpost.in/2016/03/10/indias-first-openly-gay-p_n_9424662.html. (checked on April 15, 2016).

¹⁶ 例えば、2016年3月12日の下院への Shashi Tharoor 議員による議員立法草案提出は、73名の議員中、反対58人、賛成14人で否決された。<http://indianexpress.com/article/india/india-news-india/decriminalising-homosexuality-lok-sabha-votes-against-shashi-tharoor-bill-again/>. (checked on April 15, 2016).

(2) タイにおける同性婚をめぐる法的状況

ワチャリン・パットチェクワインユウサークン*¹

凡例：（ ）内は訳者による補足である。原文におけるイタリックや各種記号は原則として「」に置き換えた。日本語で表記しにくいタイ語については原語をそのまま転載した。また、意味を通りやすくするために、英語原文にはないインデントを付し、原文を修正して訳出した箇所があることや、原文には参考文献リストのみ付記されており、脚注はすべて訳者によるものであることも注記しておく。

本稿で筆者は「性指向」と「性自認」という用語を、レズビアンやゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人びとを含む「ジェンダー／セクシュアリティの観点から見て多様な人びと」という言葉の代わりに用いるつもりである²。タイにおける同性婚をめぐる法的状況の分析を始める前に、この国における（マジョリティとは）異なった性指向や性自認をもつ人びとをめぐる歴史的文脈や進展、法的現状だけではなく、そうした人びとの性指向や性自認に対する他の人びとの認識や態度、さらにはタイにおける当事者間の（親密な）関係についての法的現状も理解することが必要である。ゆえに、これから個々の点を分析しながら説明していく。

*タイ王国第6管区控訴裁判所長官

¹ Vacharin Patjektivinyusakul 長官は1952年生まれで、1981年に判事補に任官されてからは一貫して職業裁判官としてのキャリアを築いてきた。最高裁判所の裁判長などを経て、2013年から現在に至るまでタイ王国第6管区の管区控訴裁判所の長官を務めている。実務家としては、児童虐待や家庭内暴力に関する法的問題の専門家であり、タイにおけるシヴィル・ユニオン制度の立法化に関しても尽力した。今回の文書においても、そうした分野についての言及がなされている。なお、このプロフィールは本人から提供された履歴書等に拠っている。

² 通常の意味では、性自認は自分が感じるところの主観的な性別で、性指向は自分の性的欲求が向かう対象を示すものとして説明される。

1. 多様な性指向と性自認に対する歴史的背景と社会の見方

歴史的資料を参照するところでは、仏教の宗教的教義において、過去のタイ社会には主流とはならない性自認や性指向をもつ人びとがとねに存在していた一方で、これらの人びとが社会で受容されていなかったことで可視化されていなかったことが示唆されている。事実はただ(そうした人びとの存在が)明らかになっていなかっただけのことであった。というのも、社会の態度と認識がそうした性指向と性自認をもつ人びとに対して寛容ではなかったからである。そうした人びとは、タイでは「kathoey」という言葉で広く呼ばれるようになる。kathoeyという言葉は、普通の人びとの理解では男女両方の生殖器をもって生まれてきたり、女っぽい性格の男だったり、あるいは男らしい女のことを意味している。kathoeyという言葉は広く受け入れられ、昔から長い間用いられてきたとこれまでは信じられてきた。その後、kathoeyという言葉は同性愛者による性的活動、いわゆる「len-sa-ward」と呼ばれる男性間の同性愛行動や、「len-phuean」（友人と遊ぶ、の意）と呼ばれる女性間の同性愛行動のことも意味するようになった。ラーマ7世による治世の間に、rak ruam phetという言葉が、同性を愛する者のための「同性愛者」という言葉の訳語として用いられるようになった。同性間でのロマンスの文化と振る舞いは、貴族の所業かヨーロッパ的教育を受ける機会があった裕福な家庭がもたらしたものだ、と信じられていた。過去には、そうした人びとの集団をkathoeyとして認識していたわけではなかった。その後同性の男性を好む人に対して用いるために「ゲイ」、同性の女性を好む人には「レズビアン」という言葉が採用された。このような状況ではあったが、国王ラーマ3世時代の西暦1846（仏暦2389³）年以降に、タイで用いられる辞典において正式にkathoeyの定義としての意味が与えられたのである。男性器と女性器とを持って生まれてきた人はkathoeyと呼ばれることになった。同様に、欽定タイ辞典の仏暦2493年版における意味づけ以降、タイ王立協会は

kathoey を男女双方の性的器官をもつ、あるいは自らの生まれたときの性別とは反対の行動や心をもつ人のことも含めて定義している。医学用語としての意味では、kathoey とは卵巣・精巣状の組織を有するというインター・セックスの状態で生まれてきたために「真性半陰陽」と呼ばれる人のことを意味している。男性器と女性器を部分的にもって生まれてきた、あるいは男性器と女性器が混ざって生まれてきた人の場合、そのような人は擬似半陰陽と呼ばれる。

さて、タイ人の多数が仏教を信仰しているという事実は、さまざまな場所における寺院の壁画を含む、信仰にかかわる豊富な美術作品群をもたらすことになった。同性間のロマンス話は、ブッダ時代の人びとのライフ・スタイルの反映としても説明されていた。壁画はブッダ時代の同性間のロマンス話にまつわる次のような問題を示すものである。すなわち、タイでの kathoey や bandaka という言葉は、みだらで普通ではない性的行為を楽しみ、他の男性を誘惑してこうした行為に加えようとする男のことを意味している、という問題である。kathoey と bandaka とは、仏教のもとでは認められない人のことを意味している。この点に関しては、ラーマ2世の統治下におけるラッタナーコシン朝の王国年代記に記録された実例に言及することができる。それは、Wat Mahathat 寺院の高僧が自分の稚児と同性間での恋愛関係にあったが、単に身体的に触ったりするだけの関係であり、性交に至る一線を越えることはなかったし、こうした状況はルールの最も重大な侵害に相当するものでもなかった。しかしながら、そのことが罪深い行為であるとみなされ、後に仏籍上の地位を剥奪されたうえで寺院から離れるよう命じられたことは、仏僧の戒律の一つに反したがゆえの懲罰行為に相当するものであった。

³ 仏教徒の多いタイでは、西暦だけでなく釈迦入滅の翌年を元年とする仏滅紀元（仏暦）と呼ばれる紀年法が用いられている。タイの場合、西暦に543を足すと仏暦になるため、たとえば西暦2016年はタイ仏暦では2559年となる。

このように、時代を経るにつれてタイ社会の認識が変化していき、他の人とは異なる性指向と性自認をもった人びとと調和し、現在のようにレズビアンやゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアルを区別することなく、これらの者を皆 kathoey と記述するようになっていった経緯が示されている。

2. 特定の性指向と性自認をもつ人びとに対する過去のタイ社会における対応と承認

過去のタイ社会においては、kathoey の当事者たちに対して否定的な態度を取っていたことと、人びとが kathoey のことを不快な存在であって伝統や社会規範に反していると考え、その行動を受け入れてはいなかったがゆえに、そうした人びとについて語ることにしてもおおいにためらわれていたことが史実によって示されている。アユタヤ朝時代に起源をもつと考えられており、ラッタナーコシン朝時代の初期まで使われていた「三印法典」は男性でも女性でもないひとを kathoey とし、法廷で証人として証言することを禁じていた。このことは、その当時 kathoey の人びとが社会に受け入れられてはなかった、という事実を反映していた。歴史的記録によると、オランダ商人のヨースト・シャウテンがアユタヤの交易所で勤務していた間にソドミー行為を犯したという罪（その当時の西洋諸国では重大な犯罪であると考えられていた）によりバタヴィアで政府によって処刑されている。シャウテンは罪を認めたが、現地の風習に影響されていたのだと主張した。このことは、アユタヤ朝時代において同性間での（性的な）関係がすでに存在していたことを示している。ラッタナーコシン時代に、パラティン法（王と同格である地方領主たちが定めた法）の124条は側室同士で性的関係をもつことを違法行為としていた。同様に、側室や侍女が男性のように女性と性的関係をもった場合、その者は革のムチで50回叩かれ、首に刺青を入れられた後

に、公衆に晒すために宮殿の周りを連れ回されることになる。一方は *chao satueng* に引き渡され、他方は（別の）王に献上された。このことは、当時もとくに王宮において女性間での同性愛的な行動が存在していたことを示している。ゆえに、国王ラーマ5世は同性愛行為を違法としたが、それは当時のヨーロッパから見て（タイを）近代的だと思われるようにするためだった。タイ太陽暦127（西暦1908）年の旧刑法124条では、「男女と人倫に反する行為や獣姦をした者は罪を犯したのであり、3ヶ月から3年までの間で投獄され、同時に50から500バーツまでの罰金も科される」とされていた。「人倫に反する行為」とは男性間・女性間での同性愛行為を含んでいる。しかし、同性愛行為を処罰するために実際に法が執行されたような裁判例は存在しておらず、それは同性愛行為が同意のうえでおこなわれたと考えられていたからである。その後、同性愛行為が徐々に受け入れられていくとともに、旧刑法は廃止され、仏暦2500（西暦1957）年の現行刑法には「人倫に反する行為」に対する刑罰は含まれていなかった。しかし、当時の医師たちは、*kathoe*y と同性愛行為をおこなう人びとのことを、治療を要する性的逸脱者だと考えていたようである。

要約すると、タイ社会では、かつては *kathoe*y の当事者と主流ではない性指向と性自認（のあり方）に対して否定的な態度を取っていたということである。これら（の存在）は非常に恥ずべきで不快なものであると考えられていた。不吉で当事者の家族に恥をもたらしものであり、その当時に存在していた法的禁止の対象であるとすら考えられていたのである。

3. 特定の性指向と性自認をもつ人びとに対する現在のタイ社会における対応と承認

仏暦2500年以降は、タイ刑法ではいかなる同性愛行為をも犯罪として罰していないので、大衆と異なる性指向や性自認をもつ人びとは自らの性的決定

を表現し、恋人と一緒に暮らすという自由を密かにではあるが享受できていることになる。後に、社会が異なった性指向や性自認をもつ人びとへの敵意を示さなくなったときに、そうした人びとはビューティ・レディボーイ・コンテストを含む、世界的にも有名なパッパヤーでのトランスジェンダー・キャバレー・ショー団のようなアート・パフォーマンスによってとくに、自ら（の存在）を大衆の前に晒したのである。近年では、特定の性指向や性自認をもつ人びとのストーリーを描く映画が数多く存在しているし、このことは kathoey の同性愛行動と特定の性指向や性自認をもつ人びとを認める、という社会の広い受容姿勢の存在を確実なものとしているように思われる。保健省精神保健局は2002年1月29日に、同性愛行為は疾患ではないとし、また世界保健機関（の声明）と「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（ICD）第10版第1分冊1(a)（の記述）-WHO が同性愛行為を精神障がいのリストから外したこと - に言及しつつ、精神障害でもないと言明したのである。

4. 主流ではない性指向や性自認をもつ人びとの権利に対する憲法上の保護

1997年憲法は、主流ではない性指向と性自認をもつ人びとの権利を保護する最初のタイ憲法であり、第30条(3)で「出身地、人種、言語、性別、年齢、身体的・精神的な能力、身分、経済的・社会的地位、信仰、教育、憲法の規定に反しない政治的見解の違いに基づく、人びとへの不公平な差別は違法である」と明記している。1997年憲法の第28条では、私権の開始は民商事法典（の規定）に合致しなければならないと規定しつつ、「人」を定義している。そして、民商事法典第15条では、私権の享受は死産でなかった場合において出生から始まるとしている。主流ではない性指向と性自認をもつ人びとは、民商事法典第15条で規定する「人」であるがゆえに、憲法では性指向や性自認という言葉を用いていないけれども、憲法による平等（の理念）に基づき全ての人びとに保障されている保護を受けなくてはならない。2007年憲法第30

条では、「性」(phet)に基づく差別を禁じているが、その事に関して、憲法制定の意図を示す文書において次の通り明確にされている。

「phet」に基づく違いとは、男女間の違いを意味することに加えて、性的アイデンティティやジェンダー、性的多様性に関する人びとの間の違い、それは人の性別が出生時とは異なっているかもしれないことなども指している。その結果、前述の事項は(2007年憲法)第30条において特段明記されてはいない。というのも、「phet」という言葉はすでに前述の意味を含んでおり、こうしたカテゴリーに含まれる人びとは差別されるべきでないからである。

5. 性指向と性自認に基づく差別に対する法的保護

仏暦2558(西暦2015)年の性平等法が2015年9月9日に施行された。それは性に基づく不公正な差別に対する保護を与え、とくに「出生時の性別とは異なる外見をもつ」人びとへの差別を特に禁じるものである。それは性自認に言及する、タイで最初の法律であった。ゆえに、主流ではない性指向と性自認をもつタイの人びとは、社会、政治、教育、仕事および健康上の問題に関して他者との平等(の理念)に基づいて保護される。もしそうした当事者たちが不公正な差別を受けたら、苦情を申し立てたり、賠償を受けるための訴訟を起こしたりすることができる。

6. タイ社会の同性婚に対する態度

タイ社会は、現在では、主流ではない性指向と性自認(のあり方)を受け入れている。したがって、レズビアンやゲイ、トランスジェンダーの当事者も他の人びととまさに同じように共同生活を営むことができる。しかし、一般の社会から自らのアイデンティティをまだ隠している当事者も存在してい

る。そうした性指向や性自認のことを自然ではないとか、おかしなものだとかと考えている者もまだ存在してはいるが、他者の人権は尊重しなければならないという認識が強くなってきている。現在では、タイ社会が過去よりもLGBT当事者に対してさらに開かれている、ということ是可以する。当事者の家族だけでなく、当事者が暮らしているコミュニティも当事者（の存在）を認めている。社会上のメディアでは、同性カップルによる挙式やコモン・ロー婚にかかわる多くのニュースが流れている。同性同士の挙式とコモン・ロー婚のどちらも、タイにおいては違法ではない。最近では2016年1月17日に、女性同士のよく知られたカップル（の事例）があった。それはChonburi県でトムボーイ（レディボーイ）がトムガールと結婚したというものである。この女性同士のカップル以前にも、女性と結婚した女性や男性と結婚した男性、（男性から女性になった）女性のトランスジェンダーと結婚したトムボーイ、女性のトランスジェンダーと結婚した（女性から男性になった）男性のトランスジェンダーもいた。後二者のカップルの場合には、婚姻証明書を郡役場に発行してもらうことができる。なぜなら、（こうした当事者の）元々の性別は男と女だからである。タイ家族法では、こうした当事者は婚姻することができるのである。生来の同性同士のカップルでは、タイ家族法の下で婚姻証明書をを得ることができない。これは現在のタイのLGBT当事者や同性カップルが直面している大きな課題である。

7. 同性カップルの法的現状

現在、タイ家族法は同性婚を認めていない。なぜなら、法によれば、双方とも17歳になっている一人の男性と一人の女性だけが婚姻することができることとされているからである。このように、同性カップルは婚姻登録することができない。人の法的性別は出生時の性で定められており、後で変更することができない。最高裁判所は仏暦2524年第157号の判決文の中で、男性に生ま

れた者が性別適合手術を受け、現在では解剖学的に女性になっていたとしても、法的には男性のままであると判示した。これは法的性別を変更するための法律上の規定がなかったからである。同性カップルは家族法上では婚姻したカップルであるとされないが、カップルで得たいかなる財産も共有の財産であるとみなされる。これに関しては、反対論もあるが、法律上は共有財産に対しては民法上の規定が適用されることになる。仏暦2532年第3721号の最高裁判決では、カップルとして同居している間に得られた財産は共有財産としてみなされる、と判示しているからである。

8. 同性間の関係をめぐる法的承認

2012年には男性カップルが郡役場に婚姻登録するよう要求したが、登録官によって両者がともに男性であって、法が要求する男女ではないという理由で拒否された。このゲイ男性のカップルは、本規定が性に基づく不平等を本質的にもたらすもののだとして、本件拒否を権利の侵害であると考えた。彼らは下院の法務・司法・人権委員会に対して、この問題について訴えを提起した。委員会は性的多様性と関わる法規定を研究するための作業部会を設置して、婚姻登録を実現するうえで障害となるものについて検討した。その後、家族を形成する権利に相当する市民的権利に基づいてシヴィル・ユニオン制度を提案し、法務・司法・人権委員会で承認された「生活パートナー法(The Life Partner Act)」を起草した。本法案の詳細は次のとおりである。

- ①同性の2人が登録官の面前でパートナー登録に同意しなくてはならない。
- ②両者は20歳以上でなければならぬし、一方または双方がタイ国籍を有している必要がある。
- ③生涯にわたりパートナー関係に関する家族法の規定は必要な変更を加えたうえで適用される。

- ④パートナー間の権利義務は、家族法で定められている婚姻当事者間と同様とされる。たとえば、同姓を名乗る権利や（パートナーと）同一の健康・生命保険に加入する権利、同じ年金や社会保障だけでなく配偶者控除も受ける権利、刑事訴訟法に定める権利被侵害者として扱われる権利、婚姻したカップルに保障されているその他の権利を享受することである。
- ⑤カップルの共有財産は、家族法で定められている規定に必要な変更を加えたうえで、夫婦によって共有されている財産の場合と同様に扱われることになる。
- ⑥シヴィル・ユニオンは当事者の一方が死亡した場合、両当事者が離縁に同意した場合、裁判所が無効とした場合には終了する。
- ⑦遺産相続にかかる権利義務は、相続法の規定に必要な変更を加えたうえで決定されることになる。

このように、法案には子の監護に関する規定が含まれていない。タイには2015年7月31日に施行された「生殖補助医療で生まれた子に対する保護法」（仏暦2558年）があるが、この法律は同性カップルが代理母を利用して子をもつことを認めていない。生涯パートナー法案も広く議論されてはいるものの、いまだに国会を通過していない。

9. タイにおける性指向と性自認にかんする人権団体の主張—SOGI（性指向／性自認）の権利と正義（という理念）に基づいて、シヴィル・ユニオン法の有すべき特徴

- ①法は2人の当事者間の生物学的な性別や性指向、性自認が何であれ、（特定のジェンダーを押し付けることなく）パートナー関係を認める。
- ②パートナー関係を締結できる年齢を民法典で定めている婚姻適齢と同じ

にする。

- ③近親者とのパートナー関係は認められない。
- ④タイ国籍を有する人と外国籍の人との間のパートナー関係は認められる。
- ⑤2人の当事者間でのパートナー関係の正式な登録はその証拠として認められる。正式に登録されていない2人の関係は認められない。
- ⑥結納についての規定は設けない。
- ⑦パートナー関係は、民法典に定められている現行の家族立法に拠りつつ、人間の尊厳という基本的原理を尊重しなければならない。
- ⑧登録した当事者間での財産の配分は現行家族法の規定に従う。現行の規定に従えば、婚姻／パートナー関係に入る前に得た財産は全て各自の特有財産のままであり、その一方で婚姻／パートナー関係にある間に得られた財産は全て共有の財産となる。婚姻（やパートナー関係）締結前の夫婦財産契約も認められる。
- ⑨離縁は一方または双方者が求めたときに、有責でなければ認められる。
- ⑩登録したパートナー間で養子縁組をすることができ、現行家族法の規定が適用される。
- ⑪登録したパートナーは、婚姻したカップルと同等の（民法典で定められている）法的身分と権利を有する。

10. タイのシヴィル・ユニオン法にかんする最終的考察

性自認と性指向に関するタイの歴史と進展を踏まえると、これらに関する他国の考え方をそのままの形でタイに持ち込むことは、タイ人の価値観や態度との間に軋轢を惹き起こすかもしれない。したがって、シヴィル・ユニオン法を実効性のあるものにするためには、タイの社会的文脈が考慮されなくてはならない。

以上

【参考文献】

1. https://en.wikipedia.org/wiki/LGBT_rights_in_Thailand（2015年12月12日閲覧）
2. BEING LGBT in ASIA: THAILAND COUNTRY REPORT. <http://asia-pacific.undp.org/>
3. 性平等法・仏暦2558（西暦2015）年
4. シヴィル・ユニオン法案草稿・未制定
5. タイ代理母法・仏暦2558年
6. タイ憲法・仏暦2540年
7. タイ刑法・仏暦2500年
8. タイ民商事法典（家族法第5編・仏暦2477年）

（訳責：綾部六郎⁴）

⁴ 名古屋短期大学現代教養学科助教、専門はクィア法理論など。

(3) ベトナムにおける同性婚：現状と今後の展望

Vu Cong Giao (ヴ・コン・ザオ)¹

1. ベトナムにおける同性愛者の歴史（概観）

他の多くの国と同様に、ベトナムにおいても同性愛的行為については長い歴史がある。先史時代からベトナムの遺跡のいくつかでは、セクシャリティは健全なもので、自然に調和したものとして検証されてきた。地域の祭りでは、生殖や繁栄のために性的な探究や行動が多く存在した（若い時期の同性愛的行為であっても）。異性の衣服を身に付けることや、反対の性の役割を演じることは、ベトナムの文化においてはよくあることだった。田舎においては、女性のようにふるまう男性はより注目される存在で、次のように記述されていた。「witch doctor；呪術によって治療をする人（南部においては「bóng cái」北部においては「đông cô」と呼ばれる²)」として知られていた。彼らは複数のセクシャリティをもつため、霊的な力でコミュニケーションするといわれていた。

仏教（BC250年）と儒教（AC180年）の伝来までは、ベトナムでは性的な関係はタブー視されていなかったが、役人や上流社会においては、セクシャリティや女性の道徳に関して、禁欲的な考えが主流であった³。

ベトナムにおける最初の性別変更に関する記録は、14世紀に遡る。ある女性が Nghe An（ゲアン）で男性になったと書かれている。それは、知性が

¹ ベトナム国家大学ハノイ校ロースクール准教授（公法・人権法専攻）

² Heiman, Elliot M. and Cao, Le V. (1975). "Transsexualism in Vietnam", Archives of Sexual Behavior, vol.4, No.1.

³ Khuat, Hong T. (1997). 'Study on Sexuality in Vietnam: The Known and Unknown Issues', Institute of Sociology and Population Council in Ha Noi.

あり知識も豊富、そして強い、しかし頑固で女性の衣服を身に着けることを好む、王族の一人のケースだった⁴。同性愛的関係に関するベトナムでの最初の記録は、16世紀マク朝（1527-1677）のHong Duc 道德書と呼ばれる書籍のなかである。それは、King Le Thanh Tong が統治した間の全ての法に関する編纂物で、タイトルを「Hong Duc」という。

文学的には、1802年～1945年のグエン朝において、Khai Dinh 王が12人の妻がいながら、男性に対しても性的指向を持っていたことで知られている。彼は女性に対して関心を見せなかったため、しばしば生殖能力がない者として描かれた。王位継承権を持つ彼の唯一の息子 Vinh Thuy 皇太子は、養子だと言われている。Khai Dinh 王は服装の好みについてもよく批判された。それは、彼が女性のようなジュエリーや衣服を好んだためである。

ベトナムにおける、同性愛的行為やトランス・ジェンダー、異性装を道徳的に良くないものとする初期の議論は、西洋の文学から来たものである。これらは、19世紀後半、土着の文化について記したフランスの植民地主義者らによるものだった。フランス植民地時代、ベトナム南部の Cochinchina における同性愛的行為が、植民地主義者らによって表現されている。それは、男性の役者が女性の衣装を着て女性の役を演じるといった、中国の劇場で見られる文化から継承されたものとして描かれている⁵。

しかしながら、多くのベトナム人は、このような行為は西洋の文明社会からもたらされたものだと認識していた。それは、フランス植民地時代にこのような行為がよくみられたからである。というのは、ベトナム南部において、

⁴ Pham, Phuong Q.; Le, Binh Q. and Mai, Tu T. (2012). 'Aspiration to be myself: Transgender people in Vietnam: realities and legal aspects', iSEE, Hanoi, Vietnam.

⁵ X, Jacobus; Carrington, Charles; (1900). *Untrodden elds of anthropology: observations on the esoteric manners and customs of semi-civilized peoples*, (New York, American Anthropological Society, 1900). 以下より入手可。http://archive.org/details/untrodden_eldso00_xjac, (accessed 14 December, 2015).

ヨーロッパの男性がベトナム人の15～20歳の若い青年との性的な関係を持つことがよく知られていたからである。かれらは、少年との肛門を用いた性的行為をする男性を表すフランス語、“pédéraste (男色)” から、軽蔑をもって“pédé”という言葉で呼ばれていた⁶。それ以来ベトナム社会では、その語は、社会的な規範から外れた性の多様性や性自認を持つ人びとに対して広く使われるようになっていた。フランス植民地時代には、同性愛者の行為は、ベトナム北部の Tonkin の北部の植民地において存在していたが、文書での記録は残っていない。

ベトナムの近代化の一環として都心が発達し、それはLGBTの人びとに集まる場所を与え、性的少数者のコミュニティは社会において可視化されるようになった。ベトナム戦争時には、南部においてベトナムの同性愛者は、サイゴンのダウンタウンの豪華なレストランでオープンに普通にみられた⁷。そして、それはレズビアンよりもゲイに対して開かれた状況だった⁸。1955年、北部においては、ベトナム共産党による革命に続いて、社会主義者たちの再興運動が始まり、それは男女同権を強調するものだったが⁹、革命を英雄化したり、全体的な価値のために個人的な感情を犠牲にすることが促進され、性に関する事柄は抑圧された⁹。そこでは、婚前交渉や婚外関係は違法な反道徳的なものとみなされた。性教育は行われず、家族の価値と名誉を守るため、女性の性的な行動は厳しく監視された。一方で、同性愛とトランス・ジェンダーは、犯罪とはみなされていなかった。実際、同性愛とトランス・ジェンダーについては、どの法的書類にも記載がないため、そのことは、LGBTのコミュニティで生じる問題を扱うとき、地方の役人によって大きな

⁶ Merriam-Webster Dictionary 参照。

⁷ 前掲注2、Heiman, Elliot M. and Cao, Le V. (1975).

⁸ Pastoetter, Jakob; 'The International Encyclopedia of Sexuality: Vietnam'. 以下より入手可。
<http://www.sexarchive.info/IES/Vietnam.html> (accessed 17 December, 2015).

⁹ 前掲注3、Khuat, Hong T. (1997).

混乱を招いたり主観的な解釈をされてしまうことにつながった¹⁰。

1975年の第二次ベトナム戦争の終結以降の数十年の間に、トランス・ジェンダーの当事者たちは南部の地方を移動していくエンターテインメントの一座においてよくみられるようになった。ベトナム南部は、このような人びとのエンターテインメントの役割に親和的であったが、北部では彼らは宗教的な儀式のうちに限定され、その姿はほとんどみられることがなかった。

1990年、ホーチミン市で最初の HIV の事例が報告された。1992年から2005年の間に、その数は11～104, 111件に増えた。その対応として、ベトナム政府は、若い男性で薬物を使用する人のみをハイリスクな人たちとして位置づけ、集中的に対策を行った。この集中的な対策は、MSM（男性と性関係をもつ男性）のようなその他の HIV の問題にリスクの高い人たちへの対策を欠くことにつながった。2006年まで、ハノイ市の MSM における HIV の罹患率は20%と高かった¹¹。医療サービスや教育プログラムが届きづらかったために、多様な性と性自認に対する差別とスティグマが、LGBTの人たち一般にもたらされ、特に MSM は隠れて生きるように追いやられた。このことは、後に彼らの HIV に対するリスクを増幅させた。2002年、地方メディアが同性愛を「社会の害悪」と宣言し、同性愛者のカップルの逮捕を求めたとき、この状況は最悪なものとなった¹²。

ベトナムにおけるこの「社会の害悪」という概念は曖昧なものだったが、地域社会では道徳的に穢れた世界¹³で増大する国にとって困ったもの、ある

¹⁰ 前掲注3、Khuat, Hong T. (1997).

¹¹ García, Macarena; Meyer, Samantha and Ward, Paul (2012). 'Elevated HIV prevalence and risk behaviours among men who have sex with men (MSM) in Vietnam: a systematic review'; *BMJ Open*; 2: e 001511.

¹² CDC National Prevention Information Network, "Vietnam Media Call Homosexuality "Social Evil," Vow Crackdown", *The Body*, 19 April 2002. 以下より入手可。 <http://www.thebody.com/content/art/22986.html> (accessed 18 December 2015).

いはギャンブルや売春、ドラッグの取引に匹敵する罪深いものとして表現された¹⁴。この見方は、誤った個人的な衛生面での問題ではなく、この病気が不道徳や悪い行いから生じるのだという伝統的な考えをさらに強化した¹⁵。2006年までに、国民議会は HIV を予防する目的で、優先的なハイリスク・グループの 1 つに同性愛者を加えた¹⁶。

しかしながら、HIV/AIDS の流行は、実際、ベトナムにおける LGBT コミュニティに相反する影響をもたらした。一方では、ゲイ、MSM、性適合手術をして女性となった人たちは、HIV の罹患に最もリスクが高いと位置づけられたため、LGBT コミュニティは、概してこの流行を連想させる存在となり、さらにスティグマを持たれた。他方で、この流行は、LGBT の人々に対し、外国からの支援をもたらした。支援は、HIV の治療と予防に関してである。それは主に、この病気の流行に対し国のいたるところでゲイと性適合手術をして女性となった人たちが会し、コミュニティづくりをすといった HIV のネットワークを通じたものだったが、同時に、彼らは互いに知り合い、その他の政治的問題についても学ぶこととなった。SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) は、LGBT のコミュニティに対するスティグマと差別の問題に取り組み、LGBT コミュニティの権利と平等を強化しようとするが、MSM や性適合手術をして女性となった人々に対する市民団体の存在は、主に HIV/AIDS のプログラムによって作られたもので、性的

¹³ Rydstrom, Helle (2006). 'Sexual Desires and "Social Evils": Young women in rural Vietnam'; *Gender, Place & Culture*, Vol 13, Issue 3, pp.283-301.

¹⁴ 前掲注12。CDC National Prevention Information Network.

¹⁵ Blanc, M. E. (1999). "'Social diseases" tried by modernity? Ethnohistorical survey on epidemic management in Vietnam.' *Mekong Malaria Forum*, 4: 55-73.

¹⁶ Government of Vietnam, Law on HIV/AIDS prevention and control (No 64/2006/QH 11), V. N. N. Assembly, Ha Noi, 2006 (HIV/AIDS 防止対策に関する法律<2006年制定>).

マイノリティとの対話を進めるために、この健康上の権限を越えて活動することには今までのところ成功していない。

ここまでを要約すると、ベトナムの社会では、文化的・宗教的な理由から、儀式の上でも社会的にも地位を得ていた witch doctor の存在のように、伝統的にトランス・ジェンダーに対する寛容さを持っていたが、多くのベトナムの人びとは、ジェンダー規範からの逸脱を認めるわけではなかった。なぜなら、今日のベトナムにおいても、LGBT の人びとへの排除と疎外はまだまだよくみられるからである。性適合手術を行った者の多くは、性産業あるいは生計の手段として葬式で歌う職へと追いやられている。彼らは、家族の支援を受けられず、しばしばスティグマと差別のために普通の仕事に就くことを制限されている¹⁷。LGBT に対するスティグマと差別は、ベトナムにおける同性婚とトランス・ジェンダーの人びとの権利に関する法改正の障壁となっていた。これについては、次の章で検討する。

2. ベトナムにおける同性婚に関する世論と擁護：要約

2004年から2006年の間に出されたオンラインと紙媒体の記事を検証すると、2000年代前半において、ベトナムのジャーナリストの大半は、同性愛的行動がいかに異常であり、誘惑的で依存性のあるものかを強調するような、ステレオ・タイプで差別的な表現を使用していたことがわかる¹⁸。前述のように、ある地方紙は、同性愛を売春・ギャンブル・違法ドラッグ使用に相当する「社

¹⁷ 前掲注4、Pham, Phuong Q.; Le, Binh Q. and Mai, Tu T. (2012). ベトナム南部のいくつかの地域では、葬儀での歌が死者の魂が解放されることを手助けし、生きている者を幸せにすると信じられている。一般人はこのような仕事に就くことを好まないで、トランス・ジェンダーの当事者らがしばしばこのような仕事に従事させられる。なぜなら、彼らは卑賤な存在であり、人びとの慰みの対象とみなされてきたからである。このような状況のもと、トランス・ジェンダーの人びとは、他の人たちと比べ格段に搾取されたり性的暴行や暴力に苦しんでいる。

会的害悪」¹⁹、あるいは病気であって、「ベトナムのよいモラルと伝統的な慣習とは相容ない逸脱行為」であると宣言した²⁰。

2001年の調査では、82パーセントのベトナム人が、同性愛は決して容認できないとした²¹。それに対して、2007年にホーチミン市にある教育大学が、三つの中学・高校生300人を対象に意識調査を行ったところ、「同性愛は悪いですか」との質問に、80パーセントが「いいえ」と答えた²²。しかし、ISEE (Institute for Studies of Society, Economics and Environment) が2009年から2012年まで行った研究によると、同性愛に対する社会的なスティグマは残されたままであり、そのためにゲイやレズビアンのはほとんどは、そのことを隠し続けている。例えば、2009年には、ゲイの男性で完全にカミング・アウトしたのは2.5パーセントのみで、概ねカミング・アウトしていたのは5パーセントだけだった。32.5パーセントのゲイの人たちは自らがゲイであることを隠し、35パーセントはある程度隠していた。ほとんどのゲイやレズビアンの人たちは、両親を狼狽させたり、両親・家族・友人・同僚から否定的な反応を受けることを恐れて、自身の性的指向を隠しているのである²³。

2012年12月に実施された「同性婚に関する社会的観点」の調査では、ベト

¹⁸ USAID-UNDP (2014), *Being LGBT in ASIA: Vietnam Country Report: A Participatory Review and Analysis of the Legal and Social Environment for Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender (LGBT) Persons and Civil Society*, Hanoi, Vietnam, p.21.

¹⁹ Vietnam Media Call Homosexuality "Social Evil," Vow Crackdown". *The Body*. 19 April 2002 (accessed 02 January 2016).

²⁰ LGBTに関するオンライン紙「Pink News」の Joe Roberts 氏による2007年10月26日付の記事参照。"Vietnamese high school pupils accepting of homosexuality", <http://www.pinknews.co.uk/2007/10/26/vietnamese-high-school-pupils-accepting-of-homosexuality/> (accessed 02 January 2016).

²¹ https://en.wikipedia.org/wiki/LGBT_rights_in_Vietnam#cite_note-24 (accessed 02 January 2016).

²² 前掲注20。

²³ 前掲注18、USAID-UNDP (2014), *Being LGBT in ASIA*, p.19.

ナムの人口の37%が同性婚の法制化を支持したのに対して、反対は58%だった²⁴。2014年3月の調査（ベトナム人5,000人以上への世論調査）では、同性婚を支持したのは33.7%にとどまり、52.9%は同性婚が法制化されることを望まないとした。この調査ではまた、回答者の46.7パーセントが、ゲイの人たちが夫婦として一緒に暮らすという考えを支持しないことが示された²⁵。

前述の調査で、同性婚を支持する人びとにとっては基本的人権や平等は明らかに利点であるのに対して、同性婚に反対する人びとによって、最も多く言及されたのは文化的な慣習であった。ベトナムは、慣習的な考え方が強いアジアの国であるために、人びとが同性婚を支持しないということも容易に理解できる。

しかしながら、このような問題にもかかわらず、2000年代以来、ベトナムのLGBTの人たちの権利一般と、特に同性婚を擁護するための地方の市民団体（CSO）がいくつも出現している。これらの問題に取り組む市民団体の中でも特に目立っているのは、2007年に設立されたISEE（=Institute for Studies of Society, Economics and Environment；社会経済環境研究所）²⁶、1999年設立のCCIHP（=Center for Creative Initiatives in Health and Population；保健・住民に関するセンター）²⁷であり、また、CSAGA（=Center for Studies and Applied Sciences in Gender, Family, Women and Adolescents；ジェンダー・家族・女性・青年応用化学研究センター）²⁸は、2001年に設立さ

²⁴ Survey undermines progress of same-sex marriage in Vietnam（ベトナムにおける同性婚支持の減速に関する調査）。以下より入手可。http://www.gaystarnews.com/article/survey-undermines-progress-same-sex-marriage-vietnam-171212/#gs.h_IripM, (accessed 05 January 2016).

²⁵ 2014年3月の段階で、ベトナムにおける同性婚の法制化に53%の人が反対している。以下の記事を参照。<http://tuoitrenews.vn/lifestyle/18641/50-protest-gay-marriage-legalization-in-vietnam-study>, (accessed 05 January 2016).

²⁶ <http://isee.org.vn/en>

²⁷ <http://ccihp.org/>

れた²⁹。これらの市民団体の出現に伴って、多くの研究や権利擁護運動が実施され、地元の人びとや議員に対して、同性愛や同性婚について、より真実に近い見方が提供されるようになった。ここ数年間に行われたこれらの運動のうち、ベトナムの地方のLGBT共同体によって認められ、地域や議員に最も影響を与えたイベントは次の10件である³⁰。

- (1) 「虹への目覚め」…国内の四大都市であるホーチミン・ハノイ・ダナン・カンターで、国際反ホモフォビア・トランスフォビア・デーを祝うために行われた一連のイベント。10,000人以上の参加者を集めた（2013年5月）。
- (2) ベトナムで最大の発行部数を持つ主流新聞トゥオイチュー紙（Tuoi Tre）の第一面に、同性婚問題が初めて取り上げられた。
- (3) 婚姻・家族法の法案が、LGBT コミュニティだけでなく広く人びとの関心を呼び、共同体・立法者・専門家の間で議論が巻き起こった。
- (4) Maika Elan 撮影の写真「The Pink Choice；ピンク色の選択」が、2013年世界報道写真コンテスト現代問題部門・組み写真の部で第一位を受賞した。写真は、ベトナムの同性愛カップルが、プライベートな生活の中で見せる愛情豊かな瞬間を捉えたものである。
- (5) 同性愛の人たちが自分自身でありたいという望みを描いた、現代演劇アートと現代ダンス・パフォーマンス「Being Myself；自分自身であること」が、国内30以上の大学で公演ツアーを行った。
- (6) Vu Kieu Oanh という非LGBTの同調者らが、LGBT コミュニティへの支持を示す虹色の旗を立てて、自転車国内一周旅行を行った。

²⁸ <http://csaga.org.vn/trang-chu.htm>

²⁹ 前掲注18、USAID-UNDP (2014), *Being LGBT in ASIA.*, p.21.

³⁰ 前掲注18、USAID-UNDP (2014), *Being LGBT in ASIA.*, p.22-23.

- (7) 多様な性的指向と性自認を持つ10組のカップルを描いた、舞台上での公開婚姻「愛とは婚姻」が行われた。ハノイで、国際反ホモフォビア・トランスフォビア・デーを祝うためのものである（2013年5月）。
- (8) 「自分であることへの欲求—ベトナムにおけるトランス・ジェンダーのくびとの法的・実践的問題」。このハノイで行われた会議は、トランス・ジェンダーに対する差別や暴力に関する調査結果を開示し、このグループに対する反差別対策を要求した。（2012年8月）。
- (9) Viet Pride（ベト・プライド）は、ベトナム初のプライド・イベントであり、首都ハノイを自転車で行進した（2012年8月）。
- (10) 「ハンド・イン・ハンド」は、LGBTの人たちとその支持者らが、ホーチミン市のクレセント湖畔を行進した公開イベント。ハノイのベト・プライドと同時期に行われた（2012年8月）。

前述10件のイベントはまた、同性愛や同性婚の話題に対して、地域社会や議員らの認識の変化を反映するものでもあった。これらのイベントは、その他の多くの擁護運動とともに、ここ数年の間に、地域社会と地方の議員の同性のパートナーシップに対する態度を顕著に変化させ、その結果が、同性愛と同性婚に関する法改正へと結びついた。これについては次の章で検討する。

3. ベトナム法における同性婚：過去と現在

ベトナムでは、同性愛や規範的でない性自認について、不自然であるとか不吉であるとは描写されてきたが、それが犯罪であるとされたことは一度もない。

過去においては、ベトナム法は概して中国法に影響を受けていたが、中国とは異なり、アイデンティティーの問題においても行動においても、同性愛が明確に違法とされたことは一度もなかった³¹。黎朝（1428-1787）と阮朝

(1802-1945)における法典には、異性間の強姦・暴行・不貞・近親相姦などの罪についての刑罰規定はあるが、同性愛については言及されていない³²。これらの法典の中で、逸脱したセクシャリティーについて言及しているといえそうな唯一の規定は、「男性が奇妙な、あるいは呪術的な衣類を身につける」ことの禁止（黎法典640条）と、去勢および自己去勢の禁止である（黎法典305条、阮法典344条）³³。同性愛的行為が罰せられたように見える数少ない例は、それが不貞（パートナーが同性であるかどうかの事実は無視して、どちらか・または両方が別のパートナーと婚姻しているという事実が重視される）、または強姦（同意に基づかない性行為）として扱われていたことである。

フランス植民地時代においても、ベトナム法は、男色や少年を対象とする男色を明確に禁止したフランスのナポレオン法典には従わなかった³⁴。

独立以来（1945年～）、ベトナムでは7つの憲法（1946年、1956年、1959年、1967年、1980年、1992年、2013年）³⁵を公布してきたが、それらのうちの憲法にも、同性愛に特定した言及はなく、その一方で、婚姻と家族が保護されることは明確に述べられている。例えば、1992年憲法では、第64条において「家族は社会の細胞である。国家は婚姻と家族を保護する。婚姻は、夫と妻の自由な同意・永続的な関係・一夫一婦・平等の原則に従い、…」とさ

³¹ 次の記事を参照。On the Legality of Homosexuality in Vietnam, 以下より入手可。 <http://www.utopia-asia.com/vietlaw.htm>, (accessed 25 December 2015).

³² Nguyen Ngoc Huy and Ta Van Tai (1987), *The Lê Code: Law in Traditional Vietnam*, Philastre (1909), *Le code annamite: nouvelle traduction complète*. 2 vols, Études sur le droit annamite et chinois. Paris: E. Leroux.

³³ Nguyen Ngoc Huy and Ta Van Tai (1987), 2: 174; 326.

³⁴ 前掲注31、On the Legality of Homosexuality in Vietnam.

³⁵ 1956年憲法および1967年憲法は、いわゆるベトナム戦争の間にアメリカが支援した南部のベトナム共和国によって採択され、それ以外のものは、ベトナム共産党によるベトナム民主共和国およびベトナム社会主義共和国によって採択されたものである。

れている。現在の2013年憲法ではこの条文は廃止され、第36条に差し替えられており、ここでは婚姻の定義は含まれていない。

全てのベトナム刑法（1985年、1999年、2009年、2015年）においても、同性愛については言及されていないが、近親相姦・強姦・売春・性的暴行・幼児婚に関して規定する条文は存在している。別の言い方をすれば、近代のベトナム刑法においては、これまで売春や買春が禁止されてきたのに対して、同性愛については一度も具体的に言及されていないということである。しかしながら、刑法そのものには同性愛についての言及が無いからといって、ベトナム当局が同性愛的行動を罰する法的根拠を有しないということではない。なぜなら、同性愛を訴追するために、刑法上にある「公衆道徳が損なわれている」ことに対する罪を利用することもできるからである。

ベトナムで最初の婚姻・家族法（1960年）、および次の改正婚姻・家族法（1986年）には、この問題に関する国家の態度について、あるいは少なくとも世論に対する何らかの指針についても、言及する条文はなかった。2000年6月9日に、ベトナムの国会は2000年婚姻・家族法を成立させた。全体で13章で110条から成るこの法律は、1986年の改正婚姻・家族法をさらに改正したものである。進歩的な改革の中にも伝統的な価値を保護しようとする努力の中、2000年法では、女性が夫なしに子を持つことができること、金銭目当てで外国人とベトナム人が婚姻することを禁止すること、妻を殴打することや児童虐待は違法であることを宣言した。2000年以前は、これらのカテゴリーの法律は存在しないか、または曖昧であった³⁶。しかしながら、この法律の第10条(5)では、同性婚は禁止されると明記されている。

³⁶ Vietnam - The Revised Marriage And Family Law Of 2000-Gender, Cohabitation, Development, Vietnamese, and Reforms - JRank Articles.

以下参照。 <http://family.jrank.org/pages/1744/Vietnam-Revised-Marriage-Family-Law-2000.html#ixzz3vwAcHdba> (accessed 27 December 2015).

1990年代後半以降は、ベトナムにおける同性愛や同性間の恋愛関係に関する法律の欠如に対して、婚姻や結婚式という形での挑戦が行われてきた。1997年には、同性の二人の間で公開の結婚式が行われた³⁷。住民の抵抗があったにも関わらず、二人の男性はホーチミン市の大きなホテルで豪華な儀式を行った。それより以前は、同性愛がタブーであったため、同性の結婚式は私的に行われていた。この問題について、関係する国の機関の意見は異なっていた。この行為を非難すべきだという意見がある一方で、警察は、このカップルを訴追するには法の規定がないと述べた。

1998年には、同性の二人の婚姻に対する国家による初めての介入が行われた。ヴィンロン州のメコン・デルタ地域に住む二人の女性の結婚式が行われたが、その後すぐに、ベトナム法務省からの命令があり、その婚姻は無効とされた³⁸。そこから、同性婚の適法性と合理性に関する議論が、地方のマス・メディアによって始められた。2012年5月には、ハティエンのゲイカップルが、伝統的な公開結婚式を自分たちの家で行っていたが、これは、地元当局によって止められた。この出来事はベトナム・メディアで広く報告され、この問題に関する議論に火をつけた³⁹。このようなことがあったため、二か月後、ベトナム政府法務大臣の Ha Hung Cuong は、政府が同性婚を法制化することを検討していると発表し、「個人の自由を守るために、同性婚は許されるべきだ」と名言した⁴⁰。この問題については、2013年春の国会会期にお

³⁷ Nguyen, Tien; Lam, Tran and Le, Tom (1999) 'Gay Life is Persecuted and Condemned in Vietnam'; GayVietVoice; San Francisco, 7 July 1999. 以下より入手可。 [http://www.asylumlaw.org/docs/sexualminorities/Vietnam 2 SO.pdf](http://www.asylumlaw.org/docs/sexualminorities/Vietnam%20SO.pdf) (accessed 27 December 2015).

³⁸ タイの英字新聞「The Nation」紙（1998年6月4日）の記事、「Vietnam orders lesbian marriage be annulled」参照。 [http://news.google.com/newspapers?id=Pa0pAAAAIIBAJ&sjid=CTI-DAAAIAIBAJ&pg=6148%](http://news.google.com/newspapers?id=Pa0pAAAAIIBAJ&sjid=CTI-DAAAIAIBAJ&pg=6148%25) (accessed 27 December 2015).

³⁹ ベトナムの新聞「TuoiTre」には、ゲイカップルが地方政府によって罰金を科せられた記事がみられる。 <http://tuoiTre.vn/tin/phap-luat/20120529/xu-phat-hanh-chinh-dam-cuoi-dong-tinh-o-ha-tien/493974.html> (accessed 27 December 2015).

いて議論されると予測されていた⁴¹。しかしながら、国会は2014年まで行動を避けることを決断した⁴²。

2014年の改正婚姻・家族法では、2000年の婚姻・家族法の第10条第5パラグラフに規定されていた「同性間の」婚姻の禁止が削除された。この改正のもたらす実務面での効果の一つとして関連があるのは、2000年の婚姻・家族法の下では、同性のカップルが公開で結婚式を行うことに罰金が科せられる可能性があったという事実である。改正婚姻・家族法で同性婚禁止が廃止されたことによって、これらのカップルは、いかなる政府の制裁も受けることなく、このような儀式を行うことや、表面上であっても法的でない関係（しばしば「事実婚」と呼ばれる）が許されるようになった。「法的でない」というのはなぜかという、ベトナムの法的な婚姻（権限を有する国家機関で婚姻関係を確立すること）は、結婚式を行うこととは異なるからである。2000年・2014年のいずれの婚姻・家族法も、結婚を法的に認められた行為としては扱っていない。したがって、同性カップルは、2014年の改正婚姻・家族法によれば、婚姻の儀式を執り行ったり、一緒に住んだりすることについては完全な権利を有することになる。

一方で、2014年の改正婚姻・家族法では、「国家は同性間の婚姻を認めない」（第8条(2)）とも明記され、この法律の中に婚姻を、男性と女性の間で行われるものと定義する規定が含まれている（第3条(5)）。これが、多くの

⁴⁰ 「Pink News」では、ベトナムはゲイカップルに対して法的な承認を行うと報じた。<http://www.pinknews.co.uk/2012/07/29/vietnam-considers-legal-recognition-for-gay-couples/> (accessed 27 December 2015).

⁴¹ アメリカの大衆紙「USA Today」ではベトナムで同性婚が審議されると報じた。<http://usatoday.30.usatoday.com/news/world/story/2012-07-29/vietnam-gay-marriage/56573384/1> (accessed 30 December 2015).

⁴² 「Gay Star News」の記事、*"Vote on same-sex marriage in Vietnam likely to be delayed until 2014"*. <http://www.gaystarnews.com/article/vote-same-sex-marriage-vietnam-likely-be-delayed-until-2014200213/#gs.Mq3FwoE> (accessed 30 December 2015).

人が「縛りは解除されたが認められてはいない」⁴³、あるいは間接的な法的同性婚の禁止と呼ぶ所以である。同性婚を承認しないということは、つまり、同性のカップルは地方行政局で婚姻の届出をすることができないということの意味する。一緒に住むことはできるが、婚姻を証明する書類はなく、彼らの共同生活は法によって認められていない。結果として、婚姻における財産の共有や、共同での養子縁組の権利など、法律上の配偶者間に認められる権利や義務は認められていない。

要約すると、2014年の改正婚姻・家族法では、もはや同性婚は禁止されてはいないが、法律は同性の婚姻に対する法的承認や保護を提供していない。さらに特筆すべきことは、他の多くの国と異なり、ベトナムでは、「禁止されていない」ことが必ずしも「行ってもよい」こととは限らない。原則として、国民は国家が禁止していないことを行うことが許されている。しかしながら、現在のベトナムの法律では、カップルは婚姻を地方行政局に届け出なければならないことから、同性婚の権利としては届出の手續がされていないため、結果的に「保留・将来の計画のための待機」という扱いになってしまう。別の言い方をすれば、同性婚の権利がかつては「許されない」ものだったのに対して、今は行うことが「できない」ものになっているのである⁴⁴。

2015年11月24日、ベトナムの国会は、282対84票で改正民法を可決した。その第37条は次のように規定している。それは、「性別の変更は、法の規定に従って行われる。手術を受けた個人は、法と民法上の身分に従って、民法上の身分の変更を届け出る権利と義務を有し、本民法およびその他の関連法に明記するとおり、新たな性別に則した個人の権利を有する。」と明示され

⁴³ 10 things you need to know about the recognition of transgender rights in Viet Nam, <http://isee.org.vn/en/Blog/Article/10-things-you-need-to-know-about-the-recognition-of-transgender-rights-in-viet-nam> (accessed 02 January 2016).

⁴⁴ 前掲注43, 10 things you need to know about the recognition of transgender rights in Viet Nam.

ている。この新たな規定は、国内での性別適合手術に道を開くものである（このような手術は現在のベトナムでは違法であり、人びとは手術のためにタイなどの隣国まで行かなければならない）。2014年の調査では、ベトナムに住むトランス・ジェンダーの当事者のうち80%が、性別適合手術（sex reassignment surgery (SRS)）を受けたいと考えており、11%はすでに手術を受け、そのほとんどがベトナム国外で行われている⁴⁵。それに加えて、新しい法律によって、すでに性別適合手術を行った人びとは、自分の求める性別を届け出ることができ、手術を受けても身分証明書上での民法上の身分を変えることができなかつた何百人もの人たちにとって、問題解決となっている。

2015年の改正民法は2017年初頭に施行される予定であり、トランス・ジェンダーの権利の分野では画期的な法律と考えられている⁴⁶。なぜなら、以前に改正された2005年の改正民法と法令 No. 88/2008/ND-CP において、性別適合手術（SRS）は禁止され、SRSを受けた人が法的身分を変更することはできなかつたからである。これは、トランス・ジェンダーの当事者の日常生活において多くの困難、すなわち差別の原因となっている。したがって、新たな2015年の改正民法の規定は、地方のLGBT共同体から高い評価を受けている。ベトナムの国会が2015年の改正民法を可決した日（2015年12月24日）には、いくつかの大都市に住むLGBTのグループが、通りに繰り出して可決を祝った。

この新しい規定の下では、トランス・ジェンダーの当事者はベトナム国内

⁴⁵ ベトナムでは性別適合手術、性別表記の変更は認められている。

<http://isee.org.vn/en/Blog/Article/viet-nam-allows-sex-change-and-gender-marker-change>
USAID-UNDP (2014), *Being LGBT in ASIA: Vietnam Country Report: A Participatory Review and Analysis of the Legal and Social Environment for Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender (LGBT) Persons and Civil Society*.

⁴⁶ AFP, *Vietnam passes first law to protect transgender rights*, <http://www.dailymail.co.uk/wires/afp/article-3331927/Vietnam-passes-law-protect-transgender-rights.html>

で、安全かつ低額な費用で性別適合手術を行うことができるようになる。これはまた、トランス・ジェンダーの存在を認め、彼らが自分らしく生きることの平等をも承認するという意味で、重要な一歩である⁴⁷。

しかしながら、新しい2015年の改正民法下でも、トランス・ジェンダーの当事者が、直ちに・かつ自動的に、法的な文書の上での性別記載を変更できるわけではないことには、留意しておく必要がある。それは、新しい民法の条文には「性別の変更は法律に従って行われる」とあるからであり、トランス・ジェンダーの当事者は、性別の変更に関しては、新しい別の法律の制定と、性別変更が行われる条件や手続についての決定を待たなければならないからである。トランス・ジェンダーの当事者が公式に自らの権利を行使できるようになるのがいつになるかは、こうした特別法に規定されることになる。この点については、法務大臣 Ha Hung Cuong 氏がメディアに対して次のように述べている。「2016年6月の会議で、新しい第16回国会がこの法整備の課題について議論する。関係省庁が法案を提出しない場合は、法務大臣が性別変更を認める法案を必ず提出する。もし、近いうちに法律を成立させられなければ、民法に書かれた性別変更の権利は『机上の』権利でしかなくなってしまふ」⁴⁸。

「手術を受けた個人は、法と民法上の身分に従って、民法上の身分の変更を届け出る権利と義務を有する」という文言は、手術後であれば、トランス・ジェンダーの人びとは法的文書の性別の記載だけでなく名前についても、変更ができるという意味である。しかしながら、留意すべきなのは、この新たな規定では、民法上の身分に関する変更の届出は、すでに手術を受けた人のみ適用されるということである。性別の記載を変更するために、手術が要

⁴⁷ 前掲注45。

⁴⁸ 前掲注43、10 things you need to know about the recognition of transgender rights in Viet Nam.

件とされていない国が多いことを考えると、これは制約であるといえる。

また、新しい法律では、未だに「手術を受けたこと」をどのように定義するかが決まっていない。つまり、前述の法案がその人の体全体に手術を受けた場合にのみ適用されるのか、あるいは部分的手術（胸の手術・ホルモン使用など）にも当てはまるのか、未だ明らかではないということである。したがって、部分的に手術を受けたトランス・ジェンダーの人たちは、2015年の改正民法第37条の権利行使については、性の変更に関して新法の指針を待たなくてはいけないことになる。

女性から男性に性別を転換した female-to-male (FTM) の人たちにとって、体全体の手術は高額かつ危険であり、また普通は必要なものでもない。そのために、「体全体の手術」の形で定義されると、FTM の人たちにとっては、実際問題、性別記載を変更することについての制約となってしまう。

事実、性別記載の変更のために手術を要件としていること自体も制約である。なぜなら、多くの国では、心理学者と最低12か月間のホルモン使用の証明書があれば、法律上の性別を変更できるからである⁴⁹。

新しい規定の、「手術を受けた個人は[...]新しい性別に則した個人の権利を有する」の部分は、彼らが新しい性別に合致した権利と義務を有するという意味であり、その中には、反対の性の人物と婚姻する権利も含まれる。別の言い方をすれば、2015年の改正民法のおかげで、性別記載を変更したトランス・ジェンダーの当事者は、愛する人と婚姻することが許されるのである。これは、ベトナムにおけるトランス・ジェンダーの当事者の権利において、大きな前進である。なぜなら、過去においては、トランス・ジェンダーの人たちは、法律上では恋人と同性であるとみなされ、したがって婚姻することができなかったからである。

⁴⁹ 前掲注43、10 things you need to know about the recognition of transgender rights in Viet Nam.

これまでの説明をまとめると、2014年の婚姻・家族法の改正において、同性婚はもはや違法ではなくなったが、それが認められ実施されるには至っていない。2015年の改正民法は、性別の変更と性の記載の変更を認めることによって、同性のカップルが法的に婚姻することを間接的に認めてはいるが、明確に同性婚を法制化するものではない。現在では、同性婚が禁止されたり、有害な行為だとは考えられていないため、今の状況は、何も起こっていないという意味ではない。将来の（同性婚の）承認に向けた事実上の基盤もある。同時にそれは、ベトナムにおける同性婚の法制化に向けた運動は、まだ終わってはいないということでもあるのだが、将来の改善に向けては好意的な条件は整いつつある。

4. 結 び

他の多くの国と同様、ベトナムにおける同性婚は論争の余地を残した問題である。同性婚はまだ法制化されていないが、この国における状況は、最近になって改善されている。

一方で、ベトナムにおける同性婚の法制化には、相当な時間がかかるかもしれない。なぜなら、法的な問題だけでなく、文化的な問題も含んでいるからである。同性婚を認める法律を制定することで、人びとの行動や考え方を強制的に変える、という問題ではない。むしろ、同性愛について、個人のアイデンティティとしての問題ではなく、タブーと捉えるような社会全体の考え方を変えていくことなのである。これは非常に大きな挑戦である。なぜなら、ベトナム人の大半は、いまだに同性愛に対して病気であるという偏見を持っており、家族の一人がゲイやレズビアンである場合、体面的なことを恐れるからである。したがって、LGBTに関する人びとの閉ざされた考え方を徐々に開いていくことが、ベトナムにおける同性婚の論争を解決するために、最も現実的で持続可能なポイントとなってくるだろう。

しかしながら、前述の2014年の婚姻・家族法の改正、2015年の民法改正における前進を活かして、支持するものとして戦略的に、トランス・ジェンダーの権利、とくに性別変更に関して、次の新法における性別変更の要件と手続の部分に力を入れることができる。これは、2014年改正民法第37条という新たな規定によって、トランス・ジェンダーの人びとの権利がより強化され、ベトナムにおける同性婚をより確実なものとするにつながるからである。

（訳責 立石直子⁵⁰）

⁵⁰ 岐阜大学地域科学部准教授、民法（家族法）、ジェンダー法専攻。

(4) ラオス人民民主共和国における同性婚

—民法典作成支援の視点から—

大 川 謙 蔵*

概 要

ラオスは、ランサーン王朝に始まる王政時代（1353年～）があり、その後、1899年に仏領インドシナ連邦へ編入され、1949年にフランス連合の枠内で独立し、最終的に1953年10月22日のラ仏条約により完全に独立を果たした¹。その後、内戦を経て、1975年12月に現在のラオス人民民主共和国が成立した。首都のヴィエンチャン市および17県（北部8県、中部5県、南部4県）から構成され、国土面積約24万 km²、人口約660万人、人口密度19人/km²、約50の民族²で構成される、ラオス人民革命党による一党独裁の社会主義国家である³。しかし、1986年の第4回人民革命党大会で「新思想（チンタナカーン・マイ）」および「新制度（ラポップ・マイ）」の導入を決定し、その後は市場経済化を進めている。社会主義国家であることから、建国後において宗教の扱いについて問題が生じたが、現在では、ラオス仏教がラオスの文化の

*摂南大学法学部専任講師

¹ ラオスの歴史等については、マーチン・スチュアート・フォックス、菊池洋子訳『ラオス史』（めこん、2010年）を参照。

² 外務省 HP「ラオス人民民主共和国基礎データ」、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/>（2016年6月12日閲覧）によれば49民族があるとされる。ただし、数え方により異なる数を挙げるものもある。

³ ラオス憲法3条「多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。」。外務省 HP、前掲注(2)も参照。ラオス憲法については、法務省法務総合研究所国際協力部 HP、http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html（2016年6月12日閲覧）に仮訳が挙げられている。なお、2015年末に憲法改正がなされ、地方自治に関する部分が改正されている。

中心をなすものとして尊重されており、他のイスラム国家などのように宗教が法律に大きな影響を与えるという状況にはない⁴。また、精霊信仰も存在している。ラオスの公用語であるラオ語はタイ語と共通点が多く、タイ語を話す人とラオ語を話す人との間での日常的な意思の疎通には大きな問題がないようである。

現在のラオス経済は発展の段階にあり、例えば、国民1人当たりのGDPは、2013年に1,593ドル、2014年に1,693ドル、2015年に1,785ドルと増大し、経済成長率も2013年7.9%、2014年7.4%、2015年7.5%となっている⁵。1997年にASEAN加盟、2013年にWTO正式加盟を実現している。そのために、銀行制度、税制改革および経済構造の変更などにも着手し、取引に関連する法律も整備が必要となった。それに関連する形で、現在、日本政府および国際協力機構（JICA）の協力のもとで民法典作成支援（現在民法典は存在していない）および刑法改正作業等が進められている⁶。その民法典草案においては、婚姻に関する規定も導入される予定である。しかし、先に結論を簡単に述べておくと、ラオスでは現行法上、同性婚は認められておらず、現在作成中の民法典草案においても同性婚が認められる予定はない。ただ、ラオスの将来の事情はまだ明確ではなく、同性婚が認められる可能性は完全には否定できない。

このような点から、本稿では、次の1で法制度の概要、2で婚姻に関する法律である家族法の概要、3で紛争が生じた場合の処理、4で現行法における同性婚の扱い、そして、5で法整備支援の状況、および、筆者も関与して

⁴ 1991年憲法の制定時にはラオスの国章に仏塔を冠することとなった。これに関しては、菊池陽子・鈴木玲子・阿部健一編『ラオスを知るための60章』220頁以下〔菊池陽子〕（明石書店、2010年）参照。

⁵ International Monetary Fund (IMF), *World Economic Outlook Database*, October 2015. <http://www.imf.org/external/ns/cs.aspx?id=28> (2016年6月12日閲覧)。

⁶ 民法および刑法以外にも、経済紛争解決や教育研修改善に関する支援も行われている。

いるラオス民法典作成支援の議論における事情も含めてラオスの同性婚事情を検討する。なお、本文および注で言及する条文の内容であるが、これらは、JICA および筆者による仮訳であり、正式な翻訳ではないことをあらかじめお断りしておく。

1. ラオスの法制度の概要

現在のラオスの法律は、国の内外から多くの影響を受けている。すなわち、①仏教の影響を受けた古代法、②フランスによる植民地時代に導入された近代法、③1975年12月の王制廃止により王政時代の法律が廃止され、そこで旧ソビエトやベトナムから導入された社会主義法、更に④1990年代から導入された市場経済化を促すための法律であり、それらをラオス社会に取り込みながら法制度が発展してきた⁷。

そのような現行法の形式的な特徴は、民法典といったような法典の形を取らずに、個別立法積上主義がとられており、条文の内容も比較的簡潔という点にある。様々な影響があるとはいえ、これらの法律は、現在のラオス人民民主共和国において、ラオス人自身によって立法がなされ、かつ適用が試行的ではあるが、行われている。

2. ラオスの家族法の概要

ラオスがフランスに統治されるまでは、法律問題は純粋に慣習法により解決されていた。その後、仏領インドシナ連邦へ編入される際に、家族に関する慣例集が作成されていく⁸。1908年にその慣例集から示唆を受け、フランスが最初の法典編纂に着手し、フランス統治下で家族関係についても規定す

⁷ 松尾弘・大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」2頁。法務省法務総合研究所国際協力部 HP、ラオス調査研究報告、http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html (2016年6月12日閲覧)。

る民法典（27章345か条。1950年3月31日法律68号）⁸が編纂され、1965年に修正されている。ただし、形式的にはその民法典は現行法へ承継されていない。しかし、その内容の一部は実質的には受け継がれているといえる。

家族に関する法律で施行されているものとしては、現在のところ1990年成立の家族法、相続法および民事訴訟法ならびに1991年成立の家族登録法および公証法等がある。家族法では、婚約、婚姻、離婚、親子関係一般、認知および養子縁組、ならびに一部の国際私法規定が定められており、2008年に改正がなされている。ただし、これらの法律においても同性婚は認められていない。

家族関係については、家族登録法に基づき、一定の登録が必要となる。登録先の省庁としては、司法省と治安維持省の双方がかかわっている。司法省は出生、死亡、婚姻および離婚等の身分関係を中心とした登録を管轄する。治安維持省はラオスに居住するラオス国民のみならず外国人も対象として出生をはじめとする身分事項、家族の所在地および国籍等につきラオスに居住する全ての人民を、一元的な登録制度のもとに管理把握している。その登録簿を、公的な身分関係および登録事項の証明書として用いることができる。家事登録を申請する者は、自己の居住する地区の村長により認証された申請書を家事登録局へ提出しなければならない。

家事事件の手続に関しては、訴訟の段階においては民事訴訟法（2012年に改正）が適用される。しかし、ラオスにおける法的紛争は直ちに裁判所に提起できるものではない。続いてそれらの点について検討する。

⁸ ただし、慣例集の大部分は、戦争・火災・洪水などで消失したとされる。王政下ならびに婚姻および離婚に関する歴史的状況については、オノレ・ジュベール（塙陽子訳）「ラオス法における婚姻とその解消」『家族法の諸問題（下）』（信山社、1993年）562頁以下参照。

⁹ 松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について」ICD NEWS30号（2007）41頁注8、51頁【表1】。この民法典の中には、4条～22条に婚姻、23条～29条に離婚、30条～43条に夫婦財産に対する婚姻の効果、44条～54条に親子関係に関する規定がある。

3. ラオスにおける法的紛争の処理

法的紛争は裁判所が最終的な判断を下す。しかし、裁判所以外に行政区画としての「村」が非常に大きな役割を果たしている。そこでは、契約に基づく土地の売買等の権利移転の登記についても、村の委員会や村長が契約の真性を証明し（具体的には、村長が契約書に署名する）、その旨の証明書を発行することになっている¹⁰。

その村において村落調停がなされており、紛争はまずその村落調停において処理がなされている¹¹。紛争の実際例としては、自宅の庭に他人の鶏が侵入して糞をすることで迷惑を被っているという主張をめぐる紛争、隣家の屋根が長過ぎて、自分の家の庭に雨が落ちて迷惑であるという主張をめぐる紛争、子ども同士が一緒に遊んでいて喧嘩をしたという主張をめぐる紛争、夫が他県（市）で仕事をしていてなかなか帰って来ないという主張をめぐる紛争等がある¹²。それゆえ、家事事件に関しても、先ずはこの調停で処理がなされ、そこで解決に至らなかった場合に裁判所に事案が移管される。

管轄により、第1審を担当することができる地区裁判所および県・首都裁判所¹³には、家事部といわれる、家事問題を扱う部署が存在する（それ以外にも刑事部や民事部などが存在する）¹⁴。なお、政府主導による法運営の中で、事件解決のために職権主義的に関わる裁判官および検察官の果たす役割が大

¹⁰ 松尾・大川、前掲注(7) 6頁以下参照。

¹¹ 村落調停につき、松尾・大川、前掲注(7) 8頁以下参照。

¹² ただし、村長は調停をするメンバーにはなれず、通常は副村長が村落調停ユニットのリーダーを兼ねることが多い。また、紛争のない村（Case Free Village）は国家から表彰される政策がとられていることから、それにより実際に紛争が生じていたとしても、調停を行わずに解決している事案が存在しているようである。

¹³ 裁判所として、最高裁判所（1か所）、高等人民裁判所（3か所）、県・首都人民裁判所（17か所）、地区人民裁判所（39か所）があり、他に軍事裁判所、地方軍事裁判所（3か所）、高等軍事裁判所（1か所）が存在する。

¹⁴ 現在の民事訴訟法および民事訴訟制度の概要については、石岡修「ラオスの民事裁判制度」鈴木基義編著『ラオスの開発課題』（JICA ラオス事務所、2014）117頁以下参照。

きいことから、弁護士に対する実務的要請が非常に少ないこともラオスの特徴である。

4. ラオスにおける同性婚とその法的対応

4-1. 憲法

憲法第8条には、「国家は、全ての民族に統一・平等をもたらす政策を追求する。全ての民族は、国家の慣習や文化のみならず、それぞれの優れた慣習や文化を保護、保存、促進する権利を有する。民族間の分断・差別行為は一切禁止する。国家は、全ての民族の社会経済的発展を促進するためのあらゆる措置を講じる。」とあり、民族における平等性を規定し、民族の慣習や文化を尊重している¹⁵。

同法第35条は、「ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及び民族にかかわらず、全て法の下に平等である。」とあり、同法第37条は「ラオス国民は、性別にかかわらず、政治、経済、文化、社会及び家族に関する問題において、同等の権利を有する。」とある。これらは、ラオスにおける平等権を表した規定である。しかし、婚姻に関連する規定は憲法上存在しない¹⁶。

¹⁵ 例えば、1990年家族法では婚姻年齢を18歳以上としながらも、一定の場合には、18歳未満の婚姻を認めていた。これは、少数民族に配慮したものである（2008年の家族法改正により、この内容は削除された）。しかし、現在行われている民法典草案作成作業の中では、何度も18歳未満での婚姻の特例を認めるべきではないかという議論がなされている。ただし、刑法の改正において18歳未満との婚姻を刑罰の対象とする予定であることから、18歳未満での婚姻は認められない予定である。なお、現行法である2005年刑法典では、18歳未満の未成年者との婚姻に刑罰を課すことについては明確ではない。ただし、刑法の改正議論の中では何度も、「地方では現実に行われているのであり、それを取り締まるのは望ましくない。」との意見が出されているのも事実である。

¹⁶ 憲法第29条には「国家、社会及び家族は、女性の地位向上を図り、母子の権利及び利益を保護するよう努める。」として家族という文言があるが、これは女性の地位および母子の権利義務を守るための規定である。

4-2. 刑 法

刑法においても、同性婚や同性愛的な行為については刑罰の対象になっているわけではない。

ラオスの現行刑法は全179条からなり、その第6章に婚姻関係および家族関係に対する違反ならびに慣習違反に関する規定があるが、同性婚は問題とされていない。また、将来ラオスとしてどのような扱いをするのかは、現状では明確ではない。

ただし、聞き取り調査の結果ではあるが、検察官や村の上位の人たちが、同性パートナーについて快く思っていないという状況も存在している。彼らは、何とかして同性パートナーたちの行いを取り締まることができないかということを考えているようではあるが、刑法上それが明確ではないため取り締まりには至っていない（傷害罪が適用できないかどうかを検討されたこともあるようである）。これは、裏返すと、ラオスにおいても一定程度は、同性パートナーが存在しているということである。さらに、立法担当者等への聞き取り調査においても、さまざまなセクシュアル・マイノリティーが周囲に存在しているとの回答が得られている。

4-3. 家族法上の規制

フランス統治下で成立し、旧王制下で適用されていた民法においても、同性婚についての規定は存在していなかった。それゆえ、解釈上、絶対無効ではなく、①慣行や慣習による婚姻の挙行がなかった場合（内縁のような形）や、②同性間で婚姻の挙行があった場合などは、婚姻が成立しておらず、相対無効の主張が認められるとするものもあった¹⁷。

ここで、ラオスの無効概念について確認しておく。ラオスでは取消し概念

¹⁷ オノレ、前掲注(8)579頁。オノレ論稿では不明確ではあるものの、本文のように捉えていると思われる。

は存在せず、無効とはフランス法と同じく、絶対的無効と相対的無効の二つの概念に分けられる¹⁸。絶対的無効とは、国家または社会の権利に関連するものである（契約内外債務法第20条¹⁹。契約に関する規定ではあるが、この考え方がその他の場合にも類推適用されている。）。相対的無効とは、私人の権利に関係するものであり、当事者がその内容を合意または承認した場合には、有効なものとするができる（契約内外債務法第19条²⁰）。絶対的無効は全ての利害関係者が無効主張でき、相対的無効は当事者のみが無効主張できる（契約内外債務法第22条第5項²¹）。

ラオス人民民主共和国建国以降の1990年家族法においては、同性婚が禁止されているかどうかについては明確ではなかった。ただ、婚姻の要件の中に当事者を「男女」として明記しているのみである。現行法である2008年家族法では、同法第10条第1項²²により、同性婚は家族法上完全に禁止されている。この規定に反する婚姻は、無効とされる（同法第17条²³）。これは社会の安寧および秩序に反するとして、絶対的無効である。

¹⁸ 野澤正充「ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正」『松本恒雄先生還暦記念民事法の現代的課題』（商事法務、2012年）959頁以下。

¹⁹ 契約内外債務法第20条（絶対的無効契約）。

「(1)絶対無効契約は、国家又は社会の権利に関係する無効な契約である。」「(2)略。」

「(3)契約当事者はいかなる事由においても前記の確定無効契約を合意し、又は承認することはできない。」

²⁰ 契約内外債務法第19条（相対的無効）。

「(1)不確定無効契約は、私人の権利に関係する無効な契約である。」「(2)略。」

「(3)前記の不確定無効契約は、不利益を被る当事者の一方が合意又は承認したときは、有効な契約とみなす。」

²¹ 契約内外債務法第22条（無効な契約の主張）。

「(5)相対的無効契約は、当事者のみが無効主張しうる。絶対的無効契約は、全ての利害関係者が無効主張をなしうる。」「(1)(2)(3)(4)略。」

²² 2008年家族法第10条（婚姻の禁止）。

「婚姻は、以下のような場合、禁止される。1. 同性者、配偶者や子どもの生命や健康を脅かす精神障害者や重度の病や伝染病を持っている者。」2号以下略。

4-4. 解釈による同性カップルへの対応

これまで述べてきたとおり、同性婚は家族法で禁止されている。しかし、実務上は一定程度同性カップルで行われた行為の保護を図っている。

離婚がなされる場合には、元の夫婦の財産は原則として均等に分割される（財産法第27条第1項および第2項²⁴）。それに対し、同性カップル間でなされたカップル間での財産の帰属について、同性婚自体が絶対的無効であることから、同性カップル間で履行された財産等は全て、国家に没収されることになる（契約内外債務法第23条第1項第3号²⁵）。それゆえ、例えば、一方当事者が性別を偽り、関係者全員が同性と認識することなく婚姻が成立したとする。その後、同性婚であったことが明らかになり、絶対的無効であることから、そのパートナー間の財産等は、契約内外債務法第23条1項3号により没収される。このような場合について、村落調停の場においてそのような没収を防ぐため、その関係性を絶対的無効や相対的無効とは考えず、「婚姻が認められない場合」として、両当事者の夫婦関係自体は許容されないものの、離婚時と同じように財産の分割清算を認めるべきであると主張されている。このようにして、同性カップルについて、一定の保護を図ることも主張され

²³ 2008年家族法第17条（婚姻の無効）

「無効な婚姻とは、以下に掲げる法に違反する婚姻である。1. 本法律第4条に規定されている一夫一婦制、2. 本法第9条に規定する婚姻要件、3. 本法第10条に規定する禁止された婚姻。」

²⁴ 財産法第27条（夫婦財産の分割）

「(1) 夫婦資産は、離婚の後に分割することができる。夫婦が別居する場合、夫又は妻が夫婦資産を持ち出し、不正にあるいは悪意で使用した場合、離婚前であっても夫婦資産を分割することができる。」

「(2) 一般的に、夫と妻は、夫婦資産を均等に分割する。」「(3) (4) 略。」

²⁵ 契約内外債務法第23条（無効な契約の効果）

「(4) 契約が無効であると認識したときは、次のとおりに対処しなければならない。1. 略、2. 略、3. 国の存続、並びに社会の安寧及び秩序に反して締結された契約である場合には、履行したすべての財産を国家が没収する。」「(1) (2) (3) 略」

ているわけである。

ただし、前述のような対応は、聞き取り調査の結果得られたものであることを、指摘しておく。一部の都市では同性で生活しながら、同性で伝統的な婚姻の儀式をしている者がいること、外国人とラオス人との同性パートナーも増えているということ、同性のカップルでの財産に関し、一方が死亡した場合には慣習などに従い、寄与の程度などに従いその財産を分割したりしているという話も、ラオスを調査した際に出てくることがある。しかし、このような方法が、ラオス全土においてどの程度の受け入れられる事情があるのかを把握するためには、さらなる調査とその内容の精査が必要となろう。

5. 今後の状況 —ラオス民法典作成支援の状況から—

現在、ラオスでは民法典の作成中である。この中で婚姻に関する規定についても議論がなされている。ここで、その議論の内容を、限定的ではあるが紹介する²⁶。

ラオス民法典草案の構成は、第1編：総則、第2編：人、法人及び代理、第3編：家族、第4編：財産及び所有権、第5編：契約内債務、第6編：担保、第7編：契約外債務、第8編：相続である。条文の内容に関しては、ラオス側のワーキング・グループが案を作成し国内で検討を重ねた上で、日本側とも協議している。

この第3編において、同性婚に関する議論もなされており、現在でも議論が続けられてはいるものの、今回の草案では同性婚は認められる状況にはなさそうである。同性婚に関する法案の変遷は次のようなものである。

・2014年7月草案「転換手術が実施済みであったとしても、同性者間の婚姻

²⁶ 日本によるラオスの法整備支援の概要については、法務省法務総合研究所国際協力部のHPからICDニュースが公開されている。詳細については、それらを参照のこと。http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_laos.html（2016年6月12日閲覧）。

は禁止される。」

- ・2014年12月草案「同性の個人は、[一方又は双方が] 性別適合手術を受けているか否かにかかわらず、婚姻を認められない。」
- ・2015年3月草案「婚姻は、以下の場合には許可されない。1. 同性の者。」
(以下略)。
- ・2016年2月草案でも、15年草案と同じ内容となっている。

ただし、ラオス側と日本側との民法典に関する協議会においても、時間との関係から、その他の問題に議論が集中し、同性婚は大きな論点とはされていない状況である。

6. 結 論

このように、ラオスにおいては同性婚が認められていない。しかし、同性のパートナーが現実存在していることからすると、将来的に一定の対応をラオス政府も取る必要が出てくると思われる。その際に、法律での対応も必要となってくるが、ラオスの立法の現場では、非常に詳細に日本をはじめアジア各国の法律事情を調査・検討しており、また、西洋の法律内容も調査・検討している。そのような状況から考えると、現在の欧米の状況や、周辺国であるベトナム・タイの事情からすると、宗教的影響がラオスの国家運営に与える影響が薄いことから、同性婚または同性カップルに対する対応が一定程度認められる可能性は大いにあるとも考えられる。

(5) 中国の古代および現代社会における同性愛の概要

楊 蓉¹

概 要

古代中国²において、法律による性的指向としての同性愛に対する干渉は限定的であった。確かに中国の伝統的社会では同性愛に対しては寛容であった。また、同性愛者が伝統的婚姻制度に異議を唱えることはなく、彼らも男性と男性、女性と女性とが婚姻しようと主張することもなかった。現在の「婚姻法」は、中華人民共和国の建国後、初めて成立した法律であり、その法律において婚姻は男女の間でなされるものとされている。実際に、同性愛は法律によって許容される婚姻関係ではない。

LGBTの権利および自由に関する研究はこれまでのところ、あまりなされていない。しかし、同性愛は中国において確実に存在するのであり、LGBTの権利および義務に関する研究は今後必ず必要となるであろう。

中国人民大学社会科学院、潘綏銘教授の調査によると、中国の大学において、男子学生はその16.6%が同性愛的指向を公表しており、内心にとどめている者も8.4%であるとされている³。中国社会科学院、李銀河教授の調査によると、保守的な評価を伴いながらも、中国には3,600万人～4,800万人の同性愛者がいるとされている。これは実体数に比して非常に少ないと考えられ

¹ 昆明理工大学（中国）法学院准教授

² 〔訳者注〕中国における「古代」とは、一般的にアヘン戦争以前の時代を全て含む概念である。

³ Ni Xiaofang, Review of the research on the causes of homosexuality, Journal of Honghe University, 2003.

ている⁴。

1. 古代中国における同性愛の概要

実際に、古代中国において、法律による同性愛的指向に対する干渉は非常に限定的には存在したものの、中国の伝統的社会は、現代社会よりも同性愛に関して寛容であった。中国の伝統的社会における同性愛問題への対応は、民間における方が柔軟であった。すなわち、同性愛に対して寛容であり（男性の同性愛は、個人による審美的な好みの問題とみなされ、社会的道徳や個人的性格と関係がないとされている）、ゲイのシビル・ユニオンも許容されている（例えば、明代、清代の閩南における「契兄弟⁵」のようなもの）。また当時、ゲイの人たちも、国家の婚姻制度に対して異議を述べることに慎重であった。

同性愛に対して一般社会は比較的寛容ではあったが、これが同性愛に対する公的見解に影響を与えることはなかった。特に、明朝の建国後には、同性愛は違法であるとする政府の判断が示されていた。明朝の嘉靖帝時代、同性による性交渉は違法であると大明律⁶の注釈（大明律集解附例）において明確にされ、そこでは、「肛門性交は、汚物を口に入れる行為に匹敵し、百杖の罰とする。」とされていた。清朝の乾隆帝時代の「大清律」では、自発的な同性愛行為は、政府により罰しなければならないと明示されていた。

古代において同性愛は、許容から最終的には刑罰へという歴史的な変遷をたどっているのである。同性愛への対応に関するそのような大きな変遷の理由は、同性愛の主な価値観と、儒教という支配的見解とが相いれなかったということにある。儒教の聖典である礼記によると、「婚姻とは二つの家族の

⁴ Li Yinhe. *Homosexual subculture*. Hohhot: Inner Mongolia University press, 2009.

⁵ [訳者注] 男性同士で愛情関係を伴った義兄弟のような関係を結ぶこと。

⁶ [訳者注] 明代の法令の一種。

統合であり、祖先を祀り、子孫を育むことである。これは君子の責任である。』とされている⁸。それゆえ、政府の見解は、同性愛は婚姻の意義を破壊するものであり、同性愛を阻止し罰しなければならないとされていた。

2. 中国における同性愛の現実

現代の中国において、同性愛は大規模に攻撃されたり、虐げられていたりするわけではない。これは喜ばしいことではあるが、また悲しい事でもある。中国の伝統的儒教文化における「中庸」⁹という考え方があるために、同性愛に対する人民の態度は、罪ではあるが自分とは関係がないというものである。そのような状況の下、多くの同性愛者は、「アンダー・グラウンド」な状態にあり、しばしば大衆社会からは無視されている。

(1) 中国の同性愛人口に関する現代的状況

中国において、公の場で性と性的欲望について議論することはタブーであ

⁷ Wang Wenjin, the Translation of Rites, Beijing: Zhonghua Book, 2001.

⁸ 〔訳者注〕「昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也。故君子重之。」。昏礼は二姓の好みを合わせ、上は宗廟につかえ、下は後世に子孫を残し継ぐことにある。ゆえに君子はこれを重んず。

⁹ 〔訳者注〕中庸とは書物の名前でもあり、適度にバランスを取りながら行動するというような意味を持った語でもある。『日本大百科全書』〔佐野公治〕（小学館）、JapanKnowledge, <http://japanknowledge.com>, (2016年6月11日閲覧)によると、「もと『礼記（らいき）』の第31篇。儒教の教理を述べた書。孔子の孫、子思の作ともいうが、後世の付加も多く、全篇の成立は秦代か漢代ごろとされる。古くから独立した一書としても重んじたが、朱熹（朱子）は、孔子門下に伝授された心法を子思が記録して孟子に伝えた書とし、道統の継承の線上に位置づけ、四書の一つとして重んじ、旧来の分段を改めて33章に分け、自らの哲学に基づいて『中庸章句』を書いた。それによれば、中庸とは不偏不倚（ふき）、過不及のない平常の道理で、道理は天に基づいて人間に本性として賦与される。本性に従って存養省察して喜怒哀楽の中和を得れば、天地は順応し万物は生育し、人間と自然の統一調和が保たれる。この根本理念がさらに詳細に説明されるとみるのである。本性や存養のとらえ方には、後世には異論もみられたが、『中庸』が儒教教理の書として重んじられたことに変わりはない。」と説明されている。

る。それらを議論すると、常に道徳的説教の色彩を帯びた言葉を浴びせかけられることとなる。このような偽善的態度から、中国人は同性愛者に対して、冷静な態度をとることができなくなっている。多くの人が、同性愛を「恥ずべきもの」、「汚いもの」、「異常なもの」または「退廃的なもの」と評価するのは、道徳的説教から来ている。それゆえ、彼らは同性愛がどのようなものであるのかについて全く分かっていないのである。また、なぜ同性愛者を忌み嫌うのかの理由を述べることもできない。要するに、彼らは同性愛に対する基本的な理解が欠如しているのである。

近年、中国における同性愛者の社会的地位は徐々に改善されてきてはいる。しかし、専門家によると、このような特別グループは今でも特に立場が苦しく、様々な社会的差別を受けているとされる。長きにわたり、社会の周辺に追い込まれていた同性愛者の多くは、恐怖と罪悪感と共に暮らしている。大都市または中都市に住み、かつ一定の教育を受けている同性愛者に対して2005年になされた調査によると、彼らの精神的健康状態はよくないとされている。差別により、30%~35%の同性愛者は強い自殺願望を有し、9%~13%の人たちはすでに自殺行為に及んだことがあり、67%の人たちは孤独感を有し、63%の人たちは相当な鬱感情を有している¹⁰。

ある意味で、その2005年は中国のゲイの人たちにとって非常に重要な年でもあった。この年、先ほど述べた、同性愛に関する大規模な調査がなされた。しかし、またこの年には、中国中央電子台（CCTV）により、ゲイ・コミュニティについて、肯定的見解を伴った報道がなされた。CCTVによりなされた報道は、ゲイ・コミュニティにおいて広がっている AIDS の予防を目的としていた。この目的とは外れたところで、その報道では視聴者に対して一定程度、同性愛と AIDS とは強い結びつきがあるという理解を強めてし

¹⁰ Li Qian, Pu Qiongyou, Investigation on the living conditions of Chinese homosexuals, Universal, 2005, (8): 24, 24-25.

まっていた。CCTVは、報道の否定的側面について指摘しつつも、ゲイの生存権およびライフ・スタイルを支援することを表明する新たなレポートもなされた。これは、ゲイの人たちに平等な権利を求めている者には意義のあるものであった。

社会環境の漸進的な寛容化は、ゲイの人たちにとって大きな環境の改善である。しかし、社会環境の寛容化には、なおいっそう、同性愛アイデンティティーのために、国家レベルへと（主として、立法上および司法上へと）問題を引き上げる長い過程が必要とされる。

（2）法律および司法における漸進的寛容

1997年の新たな「刑法典」では、1979年「刑法典」において規定されていた、第6章第160条の「流氓罪」¹¹が廃止された。その法律は、司法の場において同性愛的行為を罰するものであった。その刑事罰を廃止した新たな1997年「刑法典」は、同性愛がもはや犯罪でないと考えるためのシンボルとされている。

2000年2月、ゲイの人たちに対する名誉権に関連する訴訟の最終判断として、北京第一中級人民法院が、「現在の中国において、ゲイは性的アレルギー指向とみなされ、それは公に受け入れられるものではない」という第一審判決の内容を取り消した。これは、裁判実務がゲイの人たちの感情に配慮し始めた最初のものである。

『中国精神障害の分類と診断基準』において「同性愛」は、自己同一性に

¹¹〔訳者注〕中国刑法160条「聚众斗殴、寻衅滋事、侮辱妇女或者进行其他流氓活动、破坏公共秩序、情节恶劣的、处七以下有期徒刑、拘役或者管制。流氓集团的首要分子、处七年以上有期徒刑」。おおよその訳としては、「人を集め殴り合いをすること、難癖をつけて喧嘩および騒動を起こすこと、女性を侮辱すること、その他不良の活動をし、公共の秩序の破壊を行うといった、情状の悪い者は、7年以下の有期徒刑、拘留、または管制に処す。」というものである。

基づくものと自我の不調和という二つの類型に分けられていた。しかし、前者は、2001年4月20日に、その第三版¹²において基準からは削除され、同性愛はもはや精神病とはみなされなくなった。

このように、同性愛者の社会的地位は改善されつつある。しかし、同性婚の立法化はなお困難であるといえる。著名な社会学者の李銀河教授は、2004年以來3年連続で人民議会に同性婚の立法化について提案を行っている。しかし、十分な署名を集められずに、これは失敗に終わった。李教授が、2006年に中国人民政治協商会議(CPPCC)へ3度目の提案を行った際に、CPPCCの全国委員会のスポークスマンである呉建民が、中国における同性婚はるか将来の課題であると述べた。

よく知られているとおり、「婚姻法」は中華人民共和国建国後初めて成立した法律であり、その中において、婚姻の基準は男女間にあるとし、同性愛は法律により認められる婚姻関係ではないとされている。

幾人かの学者は、「現在、中国におけるゲイの人たちが解決すべき第一の問題は、同性婚の合法化ではなく、その「解放」である」と述べている¹³。この見解は、原因と結果の関係を混同しているといえる。それは、実際に、同性婚を合法化すれば、ゲイの人たちが自らの権利を享受できないという圧力から解放されうるからである。

2012年11月24日および2013年5月22日、湖南省の中心都市である長沙におけるゲイグループが、二つの大規模な「反差別」パレードを開催した。様々な理由から、2013年以後は、長沙において大規模なゲイパレードは行われていない。しかし、ゲイの人たちによる彼らの権利と利益のための戦いは今でも継続している。2016年1月6日、一組のゲイカップルが、同性婚の登録を

¹² [訳者注] 中華精神病学会が編集している。

¹³ Wen Xin, Legal protection of same-sex union rights in China. Jilin University of Finance and economics, 2011.

拒絶した長沙市の芙蓉区民政局を訴えた。そのカップルは、芙蓉区民政局が行政に関する法に違反していると主張した。長沙市芙蓉区人民法院は、それを公式に受理している。この事案が人民法院により受理されたというそのニュースは、インターネット上においても議論を起こした。多くのインターネット利用者は、これは同性婚にとって非常に意義のある訴訟であると捉えている。その訴訟は、確かに、中国のゲイの人たちに同等の権利をもたらすものであるという積極的なインパクトを有してはいる。しかし、その意義は、インターネット利用者が想定するほど大きくなる可能性はないと思われる。今日、同性婚が婚姻法の規定の下で権利として認められていないことから、私見では、この事案は最終的に却下されるのではないかと考えているからである。

3. 結 語

中国において、同性婚の合法化を目指す道のりはまだまだ長い。それには社会的な受容が必要であり、かつ、緩やかな過程をたどることになる。婚姻および生殖に関する伝統的理解は、今なお社会全体に深く根付いている。

さらに、同性婚の合法化は、同性愛者たちの人権を具体化する重要なものである。しかし、合法化の過程は、地域文化の歴史的な伝統から非常に強い影響を受けている。今日、我々が行うことができる主たることは、横断的な議論を通じて、近い将来に同性婚を合法化するための平和的道のりを見出すために、互いに理解を深めることにある。

（訳責 大川謙蔵）¹⁴

¹⁴ 摂南大学法学部専任講師。